

共同親権・共同養育への提言

親による子の連れ去り防止と面会拒否の解消に向けて

2010年

作成：親権問題レポート作成委員会

協力：共同親権運動ネットワーク



はじめに

本提言で、私たち、子どもに会えない親を中心とする別居親は、親による子の連れ去りと面会拒否（親子の引き離し問題）の実態を明らかにする。

私たち自身が子どもに会えない現状に苦しんでおり、本書の提言は、第一に私たち別居親の救済に向けてのものである。子どもとの交流に困難をきたしている別居親の現状は、社会からも政治からも見過ごされてきた。

親による子の連れ去りや面会拒否の現状については、離婚、離別後の親子交流（面接交渉、面会交流）の問題としてこれまで語られることが多かったが、同時に現行法制度が規定する単独親権制度が引き起こす問題でもある。

親権がないことで、ただちに親としての権利と責任がなくなるとは言えないはずだが、実際は、親権のないことが、子どもへ関与を拒否する根拠として使われる場合がある。当然そのことで、子どもが親から育てられ愛情を受けることができなくなる。しかし親権のない親への法的な地位が不明確な中、親権のない親が養育義務を果たさないことを批判することも一面的だ。子どもをなした親どうしがまず子どもの養育にかかわるということが原則として確立していない。

本書は現行法制度が、現在の子の連れ去りと面会拒否の現状を当事者の目線から報告し、法改正に向けての議論の叩き台として作成した。データについては既存のものを使ったので、主観的な部分を廃せない面もあるかと思うが、具体例についてはなるべく取り上げるように努力した。子どもに会えない親だけではなく、祖父母や継親、あるいは母子家庭や再婚家庭、未婚の母子、子ども自身の目線に一定配慮しつつ、多面的な提言が可能なように努力した。詳細なデータを待ち、他の多くの利害関係者の提言による、議論の広がりや深まり、そして批判を期待する。

またこれからの家族のあり方について共同養育という視点から、私たちが考える現時点での若干の展望も示す。

《提言にあたっての基本的な考え方》

■ 共同養育で変わる家族のあり方

私たちは、主に離婚を契機に子どもに会えなくなった別居親であり、自分がその状況になってはじめて、いったん子どもと離れてしまえば、子どもと会う制度的な保障がないということに気づく。離婚しても親は親であり、双方の親が離婚後も子どもの養育にかかわれないのはおかしいと訴えてきたが、聞いた人からは、「親が子どもに会うだけのことなのに、なぜこれまで放っておかれたのだろう」、「日本ではきちんと会えるようになっていると思っていた」と聞き返される。

現在、「親が子どもに会うだけのことなのに」という私たちの主張に対し慎重な意見が散見される。こういった意見の背景には、子どもについての決定権を、かつての夫や妻に侵害されることへの感情的な反発、子どもの面倒は母親が見るべきで、母子の安定こそが子どもの福祉だという固定観念、別れた親がかつての相手の周りをうろつくべきではないという旧来からの考え、そもそも子どもは育てばいいのだという発想もある。これらを家制度と説明することは簡単だが、むしろ、父母子という核家族が基本的な家族のあり方であり、それ以外の家族のあり方は例外なので、法制度的な保障を与えるには及ばないという偏見もある。

しかし問題なのは、法制度的な保障を与えないだけならともかく、現在の法制度とその運用が個々の家族関係の障害になっているということだ。特に単独親権制度は、親として子どもの成長にかかわりたい親から親権を強制的に取り上げ、その後、子どもの養育への関与を否定する論拠とされる。

子どもに会えなくなるということは、自身の存在を否定されるような体験である。面会拒否は、子どもの親を知る権利を奪うだけでなく、証拠があるのに、あったことをなかったことにするという点で、相手のことを否定することでもある。主に離婚後の面会拒否をここでは問題とするが、認知の拒否や養育費の不払いなどの養育放棄は、向きが違うだけで共同養育請求権への妨害である。共同親権はこういった関係性を保障するための論拠だ。

共同養育を法制度として実現していくことで、親子という家族関係が家庭という場に止まらなくなる。大人どうしの関係と違って、子どもとの関係は、子どもが自身の意思を表明できない中では、たやすく大人の都合に振り回される。暴力の有無や、同居親対別居親、被害者対加害者、男対女という対立軸はもちろんある。しかし、親を法的に親とだけ位置づけても、子どもの成長にかかわらなければ、親として成長できない。そして子どももまた会えない親に不満をぶつけることもできはしない。感情面におけるケアも含めて、子どもの養育に双方の親が関与することを制度的に保障することで、両親そろった家庭でなくても、子どもを軸にした家族関係は多様に広がっていく。親が再婚すれば、誰を親と認めるかは子どもにしても、共同養育が一般的であれば、家族的な関係性は多様になり、そのことは必ずしも否定的にだけとらえられるとは限らない。

■ 共同養育への障害の除去―連れ去りと面会拒否

特に共同親権に慎重な意見として、離婚で相手と別れたのに、その後も子育てを理由に相

手と関係を維持するのはかなわないというものがある。特に女性の社会的な地位が先進国中突出して低く、男尊女卑的な思考が男女ともにまだまだ強い中で、かつての夫に再びお伺いを立てなければならぬ女性の側の反発には根拠がある。こういった反発を男性の側も聞き、議論する中で、構造を変えていかなければならない。しかしもちろん、相手とかかわりになりたくないという点では、多くの別居親も同様である。共同養育は、相手と非関与な関係を固定化させることにほかならないが、それは本人たちの心がけでできないなら、第三者の関与で可能となる。そのことが認識できていないために、先に挙げた固定観念を背景に、同居親側の感情を損ねないためにと共同養育の芽が摘まれる。

法律以前に、家裁は、「監護家庭の安定」や両親間の葛藤を理由に、たやすく面会を制約し、家裁に行けば子どもに会えると思ってきた別居親たちの絶望を深める。強制力の不在、法曹業界の慣行によって、子どもとの面会を絶った上で、面会と離婚、養育費、慰謝料などが人質取引の材料にされる。子どもの連れ去りは肯定され、面会交流の家裁での取り決めもたやすく破られ、家裁の信頼は低下しているが、それでも当事者は家裁に行くしかなく、結果よくて月に1回2時間程度の面会で我慢させられる。

男女共同参画が社会的に進まなければ共同親権など不可能だという意見があるが、であれば、なぜ月に1回2時間程度の面会時間が固定化されるのか。単独親権と有責主義を背景にした離婚紛争は、相手の欠点をあげつらうことで、可能だったかもしれない親どうしの協力を難しくする。十分な養育時間を双方に与えれば、仕事や養育の負担も分かち合え、子育てにおけるお互いの理解が深まる契機にはならないだろうか。

■子育てのバリアフリー

地域のつながりが絶たれ、いつ虐待が通報されるかと他人の目を気にし、子どもの問題行動が親の責任とされて子育ての負担が親にのみかかる風潮は、子どもが育つ環境として望ましいとは言えないだろう。他方、貧困問題が表面化し、厳しい労働環境はワーキングプアを排出する。金銭的な余力が家庭に乏しくなる中で、子育てを他人の手を借りずにできる家庭は限られていく。社会のひずみが家庭に持ち込まれれば、離婚する契機も多くなるが、壊れた当事者どうしの関係を修復し、離婚後も子育てを両親が担うには、第三者の介入は不可欠である。暴力や依存の問題に対処する行政機関は、今のところ女性相談や児童相談所しかなく、離婚も含めて、家族関係の困難をワンストップで扱い、感情の処理や生活再建も含めて、適切な支援につなげることができなければ、離婚後の共同養育も難しいだろう。家庭内暴力への対処は第一義的には刑事罰による。しかし被害者の安全確保や、その後関係を絶つことも含めて当事者どうしで対処できない関係性の困難は、第三者の介入によって対応が可能にもなる。親子という家族の関係を維持するために他人の手をわずらわせることは、逆説的に、一人で抱え込まなくてもいい子育てのあり方を認めていくことにつながる。困難な離婚後の関係に対処できる人材や機関を整えていくことで、家族の危機に柔軟に対応できる環境が整えられ、そのことが、より余裕をもった子育て環境、家族の関係を可能にしていく。共同養育の制度的な保障は、すべての家族にとって望ましいことと私たちは考える。

《提言項目》

【共同親権の基本的な考え方】

現在の親権概念は、親の支配権的側面が強いが、自然的なものとしての親子関係を位置づけていないため、親子の引き離しが人権問題として位置づけられない。まず、親権は「固有のもの」という規定を民法上に明記し、親権を奪って親子関係を絶つ行為を抑制する。その上で、親どうしの関係と親子関係を分けて考えるルールを作るための立法措置をとっていく。共同親権はその固有性を維持させるための手段である。

共同親権は、二人で子どもをなしたのだから、二人で子どもを見るべきだという共同養育義務が背景をなす考え方であり、したがって、双方の親の子育てにおける機会均等は確保されるとともに、他方の親が義務を果たさない場合、もう一方の親は養育責任を求める権利がある。面会交流の不履行、養育費不払いや認知の拒否などの養育放棄は、共同養育請求権を妨害するものとして、妨害排除の対象となる。

【共同養育を実現するために①「共同養育を可能にする法整備」】

(1) 民法改正「原則共同親権」

民法の親権法について「共同親権」を原則としながら、以下の点を盛り込みつつ改正する。

① 共同親権、親の権利の固有性を明記

弁護士の後藤富士子さんは、親権法についての民法改正私案を公表している。単独親権制度を定める819条を削除した上で、親権者についての818条については、3項の「父母の婚姻中は」という規定をとれば、共同親権が実現する。なお、後藤案では、4項として「親権は、親の固有の権利であり、第834条（親権喪失の宣告）及び835条（管理権の喪失の宣告）の規定によらなければ喪失又は制限されない」という規定を設けている。

海外では親権が親責任や親の配慮という概念に置き換えられていることもあるが、どの用語をとるにせよ、親の権利の固有性、子の養育への権利と責任を明示しなければ、社会的な価値観で親の役割が規定されることになり、それは割けるべきだ。

② 親責任＝共同養育義務を明示

親責任は共同養育義務であることを明示。面会交流を拒否する親、養育費を意図的に未払いする親、認知拒否の親など養育放棄は、原則的に親責任を果たしていない親として適格性が問われることになる。

③ 親権行使の態様

共同親権の場合、離婚前後にかかわらず、親権行使の態様の調整が必要となる。協議がまとまらない場合は家裁がその役割を担う。

④ 共同養育、別居親の面会交流権の規定を明示

交代居住を保障する共同養育、交流と宿泊の権利の保障の観点から別居親の面会交流権を明文化する。

(2) 共同養育、面会交流、行政支援のための特別立法

（以下、弁護士の棚瀬孝雄さんの「離婚後の共同養育並びに親子交流を促進する法律案」を

参考に提案する)

親の別居・離婚時の主たる養育者の指定、共同養育、面会交流の実効性を確保するための裁判手続き、行政支援等を明示した特別立法の制定

①面会交流が子どもの最善の利益であるとの理念規定の明示

理念規定を明示することによって子どもを理由とする面会拒否については慎重な対応を要請。面会拒否や制約には拒否する側に原則を否定するに足る「子の利益を害する重大な理由」について立証義務を課すことになる。

②「原則交流」を保障するための手続き保障

裁判所が主たる養育者を指定する場合、面会交流に積極的な親を選定基準の一つとする。「子の利益を害する重大な理由」によって面会交流を制限する規定と制限解除の手続きを明記。養子縁組、再婚家庭の安定を理由とする面会制限を禁止する。ただしそれぞれの家庭のプライバシーは保護される、別居親の子どもの情報へのアクセス権を保障する、面会交流を進んで行おうとしない親に養育合意の斡旋をし、同時に交流支援をする、どうしても共同養育義務を果たさない場合は、裁判所が共同養育命令を出す、などの規定も必要。

③共同養育を保障するための手続き保障

交代居住による完全な養育時間の平等を可能とする共同養育の合意選択を可能とする。また、未成年の子どものいる夫婦の、別居・離婚時の養育計画を義務化する。養育計画は子の養育のあり方と養育費、最終的な子どもに関する決定権の所在について合意できない場合の決め方について明記する。

また、裁判所や行政が、法律以外に取り決めるべき項目、子どもの年齢に応じた養育時間について定めたガイドラインを策定する。隔週2泊3日、長期休暇は折半するのが一般的な海外の最低限の面会交流基準である。

④連れ去り別居の禁止と暫定監護命令

子どもの養育を担う一方の親の許可のない子の居所の変更は、同居の有無にかかわらず連れ去りとし、違法とする。裁判所は連れ去られた親の申し立てにより出頭命令を連れ去った親に出し、事情を聴いた上で子の返還命令を出す。出頭に応じない場合は連れ去った親の親権を停止する。DV時においては除外とし、刑事罰での対処となるが、その場合に一時面会停止、あるいは制限のもとでの暫定監護命令を裁判所が出す。

⑤面会拒否時の罰則

正当な理由のない面会拒否に対しては、行政手続きの停止から罰金、主たる養育者の変更に至る段階的な罰則を用意する。

(3)関連諸法規の改革

「原則交流」の確立とともに、主に以下の諸法規の法改正が必要となる。

①民法の婚姻法・養子縁組法の改革

共同親権・共同養育を前提に、現在の有責主義は、名文上も完全破綻主義を採用すべきである。また養子縁組法は、別居親への説明義務を明示し、共同親権に対応できるように改正すべきである。

②刑法の誘拐罪の適用

他方の親の許可のない子の居所の異動については刑法の誘拐罪の適用が可能とする。

②人身保護法

人身保護法の使用は、裁判所の返還命令や暫定監護命令が可能となり、共同親権が実現さ

れば、子どもの奪い合い紛争においては抑制される。

③DV防止法

刑事罰の厳格適用による犯罪化を進める。DV防止法の保護命令については、半年の期間を短い期間の適用も可能とするものにし、より事例に合った法適用を可能とする。保護命令適用時には証拠調べや加害者の事情聴取を行なう。加害者への再発防止プログラムを進める。

③児童虐待防止法

親権のない親への保護措置やその後の措置の通告の機会を設ける。

【共同養育を実現するために②「当事者本位の家庭裁判所改革」】

(1)家裁の権限を明確化し、家事問題の当事者主義的な処理を可能にする

①共同親権化と家裁での決定に強制力を持たせるための法整備

共同親権化による親の地位の確保は、共同養育と面会交流を実現するための一番の早道である。また、家裁での合意決定を実効性あるものにするための強制力の確保は、家裁の役割を確保するためにも必要である。暫定監護命令と子の返還命令などを家裁の権限とし、子の奪い合い事件に対する迅速な対応を可能にする。

②当事者主義的な家裁での運用を確保する家裁改革

現在の家裁の子の養育に関わる審判での一律の職権主義の適用を、面会交流が子どもの最善の利益であることを前提に、当事者主義的な手続き保障を盛り込みながら確保する、家事審判法などの改正が必要である。DV申し立てがない場合の原則的な同席審判、当事者への審判記録の開示、挙証義務の明確化、調査官調査の開示と反論の機会の確保などである。共同養育・面会交流についての調停委員の研修も必要だ。

③裁判官の権限の明確化

離婚時の子どもの監護紛争についての裁判官の権限は、核家族など一定の価値基準を前提にせず、「原則交流」を明示した立法によって判断の基準を限定する。

④調停委員の確保

調停委員は法曹関係者、民間ADR（裁判外紛争解決手続き）やカウンセリング業務を一定程度積んだ人の中から採用することとする。

⑤迅速な調停の進行

たとえば完全な破綻主義のアメリカでは、離婚調停と審判は一日で終わらせることが可能である。面会交流の調停を離婚調停と分離し「原則交流」が確立すれば、このような子の養育に関する調停の迅速化は、現在の家裁でも可能である。

(2)家裁と行政、民間との離婚とその周辺の解決処理のための連携

①家裁と民間との役割分担

離婚調停を民間ADRに外部委託できるようにする。当面、協議が不調になった場合における審判制度の活用、協議不能なケースに対する離婚裁判などの迅速な処理手続きの確保などによって、紛争性が高い事例だけを家裁が扱うようにする。協議離婚での合意の審査を家裁が担う。破綻主義を採用すれば、離婚と切り離され子の養育のみが家裁の専管事項となる。

②調査官調査の外部化

調査官は家裁に独自の視点から意見を出せるように、新たに担当官庁を作り家裁の外に出す。また当事者が独自に採用する鑑定人の意見提出を可能にする。

(3)人権侵害行為への対処

①家裁での人権侵害行為の告発制度

子どもとの面会を使った人質取引の容認など、家裁の裁判官や調停委員、調査官の人権侵害行為については、通報制度を設け、それへの家裁の対処と手続きを開示する。また弁護士の人質取引については、弁護士会の持つ救済制度を家裁でも例示して積極的な告発が可能なように啓発する。

④面会交流を促進するための取り組みの強化

最低限の面会交流権を確保するために、独自のガイドラインを作成する、親教育の内容を充実させるなど、啓発活動を行う。

【「子どもの福祉」と行政支援】

(1)離婚と子どもの養育について扱う独立機関の創設

親権と子どもの養育について扱う、公正取引委員会のような独立行政機関を創設し、家裁の調査官をこの機関に吸収する。中立的でソーシャルワーク的な子どもの養育調査を実施し、家裁の審判に反映させる。養育費と面会交流の履行状況について、養育費の徴収が不可能な場合の対処、強制執行や違反時の裁判所への告発なども可能とする。また離婚後の親どうしの日常的な関係調整のためのペアレンティング・コーディネーターや離婚問題を扱うADR、カウンセラーの養成・助成を行う。

子どものいる夫婦の協議離婚時の養育計画の受理、子どもの視点から審査を行う（法的な審査は家裁に移送し家裁が最終的な決定を与える）。

(2)子ども代理人制度の創設

離婚時の審判や裁判時に子どもが親どうしの紛争に巻き込まれた場合の、子どもの利益を代表する「子ども代理人」を創設し、子どもの意見表明権を確保する。

(3)離婚を扱う民間ADRの充実と行政、民間相談窓口の連携

協議離婚時、裁判所を経ないで弁護士のつかない当事者による民間ADRを充実させる。自治体の窓口業務は、そういった情報の提供に努める。

(4)面会交流支援

①面会交流センター

DVや児童虐待のからむケースにおける安全な面会交流の確保のため、専門職員を配置した面会交流センターを設置する。児童相談所や各自治体の子ども家庭支援センターがこの役割を担うことが期待される。これらの行政機関は（1）の独立機関や民間の相談機関と連携し、将来的にはワンストップで家族問題についての当事者本意の問題解決を促す複合的な支援が可能となるようにする。

②仲介支援

子どもの受け渡しや親どうしの仲介については、各自治体の子ども家庭支援センターや母子相談員、ファミリーサポートサービス、すでにビジテーションサービスを実施している民間団体がその担い手となる。

③カウンセリング

既存の女性相談、男性相談、家庭相談について、離婚後の共同養育を考慮した運用のあり方を周知する。

内容

1. 親による子の連れ去りと面会拒否

- (1) 離婚と面会交流の実態
- (2) 現行法制度
- (3) 憲法と国際条約
- (4) 親子の引き離しの開始
- 〈コラム1〉「ある面会拒否の実例」(東京都H氏の事例)
- (5) 引き離された親が受けるダメージ
- 〈コラム2〉「法運用の現実」

提言1 ● 共同親権の基本的な考え方

2. 単独親権制度と子の奪い合い

- (1) 子どもの奪い合い事件と単独親権制度
- (2) 協議離婚と別居に伴う親権剥奪
- 〈コラム3〉「破綻主義と共同親権」
- (3) DVと親子の引き離し
- (4) 面会交流と安全確保
- (5) 児童虐待と親権制度
- (6) 単独親権と連れ子養子
- (7) 子どもへのアクセス制限
- (8) 母子家庭の貧困と社会保障、養育放棄

提言2 ● 共同養育を実現するために①「共同養育を可能にする法整備」

3. 家庭裁判所の法運用

- (1) 裁判所の親子の引き離しの容認
- (2) 家裁で行われる人質取引
- (3) 長引く調停と「最小面会」
- (4) 「子どもの福祉」と強制力の不在
- 〈コラム4〉「面会拒否と強制力、家裁の取り組み」
- (5) 家庭裁判所の職権主義
- (6) 調査官調査の問題

提言3 ● 共同養育を実現するために②「当事者本位の家庭裁判所改革」

4. 親子の引き離しと子どもの権利

- (1) 子どもを理由とする面会拒否
- (2) 離婚と子どもの気持ち
- (3) 子どもの意見の表明
- (4) 第三者支援の貧困

提言4 ● 「子どもの福祉」と行政支援

5. 多様な家族のあり方

- (1) 戸籍と民法
- (2) 父親の子育てと共同養育
- (3) 子どもに会えない母親
- (4) 祖父母・継親の面会
- 〈コラム5〉「祖父母の面会の事例と諸外国の状況」

提言5 ● 共同養育と「子育てのバリアフリー」

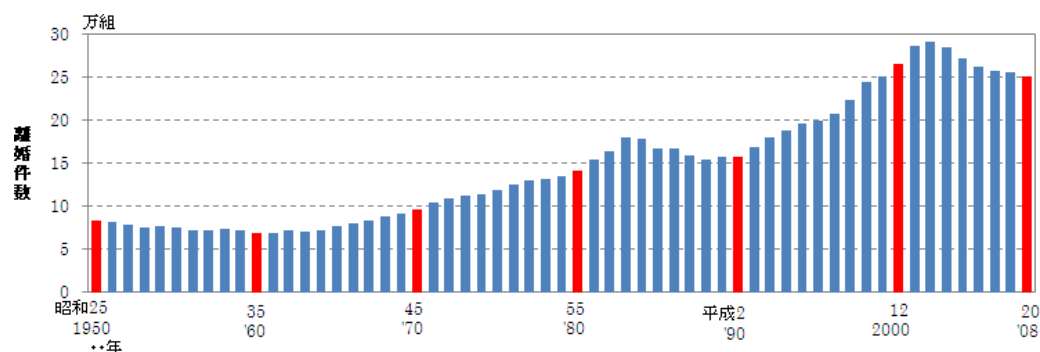
1. 親による子の連れ去りと面会拒否



（１）離婚と面会交流の実態

離婚件数の年次推移 一昭和25～平成20年一

2008年の人口動態統計によると、離婚件数は年間約25万千件。同じ年の婚姻数72万6千件で割る



と、2.9組に1組が離婚している。このうち、子どもがある夫婦の離婚は14.4万組、子どものべ人数で24.5万人である。出生数がこの年109万人なので、子どもの4.5人に一人が成人になるまでの間に離婚を経験する計算になる。1935年と比較して2007年では離婚件数は5倍以上となっている。婚姻件数の横ばい状態と比較して離婚件数の増加は顕著である。

面会交流の申し立ては、１９９８年の調停１、６９６件、審判２９３件から、２００８年には調停６２６１件、審判１０２０件と１０年間で４倍近くも増えている。このうち、審判・調停合わせて、既済７、１００件のうち面会交流が認められたのは４９％と５割に満たない。月１以上の面会が認められたのはさらにその半数、宿泊付は１５％に止まっている。家庭裁判所の面会交流の申し立ては、２４．５万人のうち２．６％に過ぎない。また、離婚調停、訴訟では、面会交流について取り決めないまま親権のみ取り決め離婚を成立させることが多い。

残りの裁判所を経ない協議離婚は87.8%であるが、面会交流がどの程度なされているかは、最近の人口動態調査では調べられていない。1998年の調査が最新だが、月に1回以上子どもと会っている割合は34.1%となっている。また、NPOWinkが2007年に行った離婚経験がある母親を対象にしたアンケートでは(有効回答数328件)、面会交流を行っている割合は全体の35%にとどまっている。Winkのアンケートでは、面会の頻度と時間も調査しているが、頻度は、自由に会える、月1回を合わせて59%、面会の平均時間は、宿泊あるいは1日の割合が58%で、あとは6時間未満の割合に止まっている。今後、政府の手による総合的な実態調査が待たれる。

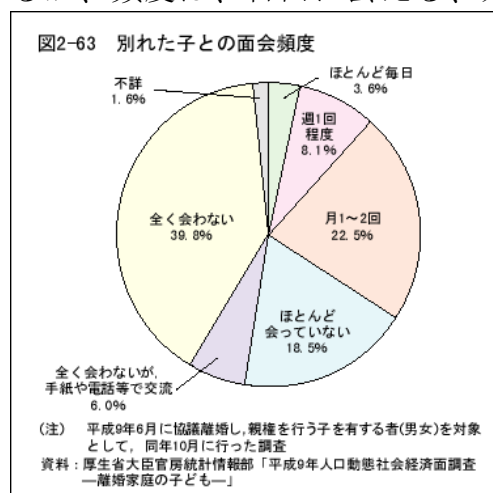


図 2-63 別れた子との面会頻度
(厚生白書(平成10年版)より)
離婚についての総合的な調査は
以後実施されていない

（２）現行法制度

現在の民法には、離婚後の面会交流の規定はない。

養育費についても民法上には規定がないが、２００４年には民事執行法の改正により、養育費の強制執行について将来にわたり給料からの差し押さえが可能となり、同年、養育費の未払いには過料という制裁金が課せられることになった。

離婚後の子の監護について定めたのは民法７６６条である。

「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護（養育）をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める」というのがその規定の内容だが、判断基準、手続きについて具体的なものはなく、判例の積み重ねによって面会交流が家裁の手続きにおいて可能となってきた。家庭内の問題は法律判断ではなく当事者の自主性に任せるという考えが民法の背景にある。そのことが、家族間の関係を、既存の力関係に委ねる原因にもなってきた。

１９９６年法制審議会総会決定の「民法の一部を改正する法律案要綱」によれば、第六「協議上の離婚」の一「子の監護に必要な事項の定め」１において、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする」とあるが、面会交流についての権利性を明確に認めていない点で、現在の家裁の運用をなぞるものでしかない。

一方、民法はその８１９条において「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」と定める。

双方の親が子どもの養育に関わりたいたいと思っても、現行民法は一方の親の親権を奪わなければ離婚できない。親権を失えば子どもと会う保障はないため、熾烈な親権争いの結果、双方の葛藤は高まる。結果、相手への拒否感情によって、別居親子の交流は当事者どうしでは困難になる。

民法７６６条において離婚後の子の監護について当事者間の協議による取り決めはいかようにも可能なはずだが（学説上は共同監護も可能とも言われる）、実際には、家裁実務は別居親の子どもへの関与を著しく制限し、安否確認以上の子どもとの交流を家裁が進んで取り決めさせることはあまりない。親権争いのリングに立たせておきながら、葛藤の高まった親どうし協力することなどできないとして他方の親の子への関与を否定する。

たとえ９６年の法制審議会答申の通りに民法が改正されたにせよ、「子の福祉」によって別居親と子どもとの交流が裁判所で絶たれている現在、単独親権制度を現在のまま維持したところで、別居親子の交流は、最終的には同居親の意向次第となる可能性は否定できない。あるいは合意のできる親どうしのみ選択的共同親権にすべきだという提案もあるが、親どうし葛藤があればすぐに単独親権にするのでは、現在の状態とさして変わらないだろう。

（３）憲法と国際条約

日本国憲法はその２４条２項において、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定する。単独親権制度で一方の親の意向のもと、親権のないことを理由として、他方の親の子どもの養育への関与が否定されるならば、憲法２４条の理念に反するだろう。離婚、未婚時の単独親権制度を維持したままでは、共同養育の意思があったにしても、法の構造によって阻まれることになる。特に、親子の意に反した引き離しは、憲法１３条の個人の尊重や幸福追求権、１４条の法の下での平等にも抵触するものである。

一方、子どもの権利条約は、その７条において、子どもが父母を知り父母によって養育される権利を規定する。そしてその９条３項において、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と定めている。１８条１項においては、子どもの養育及び発達について父母の共同の責任について定めている。

離婚にともなう子の養育について定めた条約は、他に女性差別撤廃条約などがあるが、その１６条１項（c）でやはり、「婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任」について触れる。この条約はもちろん女性差別撤廃のための条約だが、別居母の権利と責任がないがしろにされているのは、別居父の場合と同様である。

こういった多くの上位法の規定に、面会拒否の現状は反する。双方の親が子の養育にかかわる意欲がある場合、離婚後一律の単独親権制度によって、一方の親から親権を剥奪しながら、そのことによって他方の親の子どもへの関与を否定する裁判所の法解釈は、特に上位法を軽視したものとして問題である。

（４）親子の引き離しの開始

Hさんには、妻と二人の男の子がいた。将来のために土地を購入し、家を立てる計画を具体的にするなど家族の将来を真剣に考えていた。

学校が春休み中の週末の朝、妻が「（近所の）実家にちょっと行ってくる」と言い、子どもを連れて出かけたきり帰宅することはなかった。その後に来た連絡は「離婚したい。離婚調停を申し立てた。以後の連絡は弁護士を介してのみ行う」というものだった。Hさんが不在中に荷物が持ち出され、調停がはじまると、家財道具の分配が協議の対象となった。子どもたちは知らぬ間に住民票が移動させられ、長男は転校の手続きがとられた。

状況や相手方の意図が飲み込めぬまま事態が一方的に進展する中で「穏便にすませ、円満解決または関係修復しよう」と考えて対抗措置をあえてとらないケースも珍しくない。結果的にはそうした躊躇や未対処が「別居期間」の実績を積み上げることとなり、「破綻の事実」とされる。離婚するまでは共同親権なので、子どもを連れていくのもまた親権行使の範囲内とされる。

何を連れ去りと呼ぶかだが、DVからの避難による安全確保はこれに当たらない。一方、夫婦関係が修復不能になった場合、妻の側が家出を準備し、離婚を迫るというのは度々あることである。しかし、連れ去られた側にとってみれば、子どもの養育に関わる意思のある場合、子どもに会えない焦りの中で、離婚の条件や、離婚後の面会頻度などが協議されることになる。「妻に逃げられた」こと自体を、多く男性の側の非の証明とする世間の目の中で、離婚と親権の協議がなされる。一方で、子どもへの面会が離婚を優位に進めるための条件となるのがわかれば、それを取引材料にするのはよくあることだ。協議が成立しない場合は裁判となり、離婚と親権剥奪が伴う。これに対し、連れ去れた側の親が、子どもを取り返そうとすると、刑事事件に発展する可能性がある。確保すれば親権はとれるので、連れ去りはますます助長され、必然的に面会拒否となる。

たとえ面会条件を決定し、「子どもとの面会の頻度や日時を約束した」としても、それが履行されないこともある。ここで言う「約束」は、口頭によるものから、裁判所での調書・審判結果などの公的なものも含まれる。

しかしこれらの約束の履行はすべて同居親の意思にゆだねられている。子どもが会いたくないと言っている。急に具合が悪くなった。忙しくて予定がつかない。面会すると子どもが不安定になる。自分が不安になる。それが子どもに影響する。会わせたら奪われるのではないかと心配だ。「自分が」再婚した。雪が降った…理由は様々だがそのどれもが面会拒否の理由となる。

「ある面会拒否の実例」(東京都Hさんの事例)

〈コラム1〉

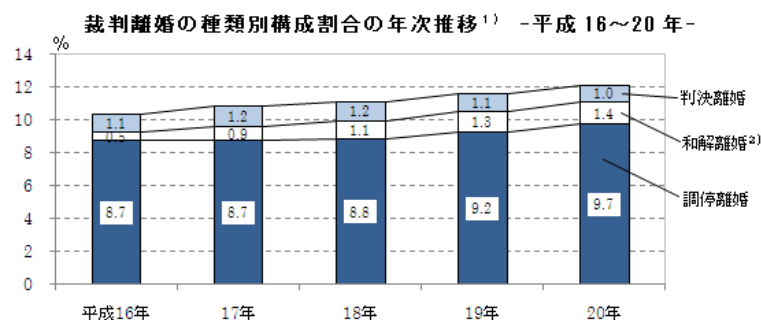
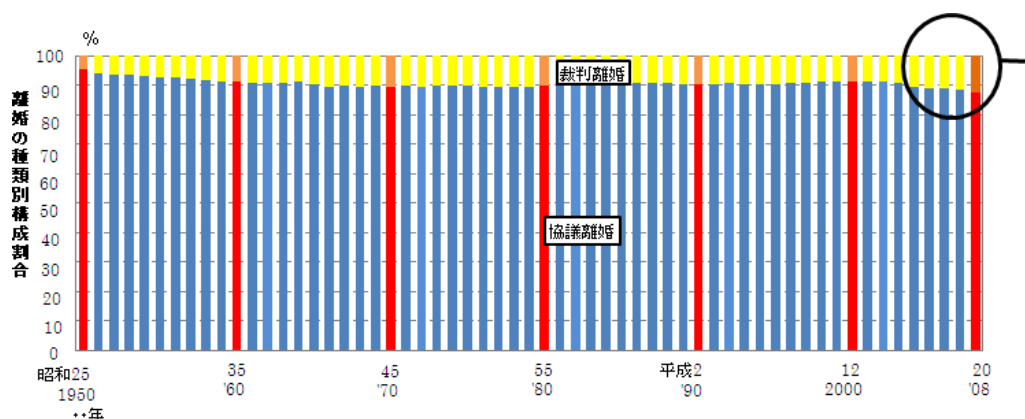
H氏は子どもを連れ去られ、その後に申し立て理由を明かさぬまま離婚調停が開始された。調停中は子どもとの面会は履行されていた。しかし調停が難航した末に「離婚に応じなければ一生子どもに会わせない」と人質交渉をされ、Hさんはやむなく応じ、離婚成立となった。離婚時の調停調書では「毎月2回、宿泊を伴う面会」が明記された。

しかし、離婚して1年が経過する前に不履行がはじまり、1年を経過したところで完全に履行されなくなった。理由は「再婚による新しい家庭のため」、「子どもが会いたくないと言っている」というものだった。Hさんは面会履行の調停を申し立てた。離婚後の面会履行調停では「係争中のために面会拒否を主張している以上履行しない」という相手側の一方的な主張で面会は履行されなかった。その後「長らく面会が履行さない事実から調停調書の内容は失効したものとみなす。よって、面会には応じられない」として、面会履行調停は「面会の全面禁止、接見禁止」を主張する調停へと変わっていった。裁判所では不履行解決の積極的な働きかけはなく、相手が嫌だと言っているから、頻度を減らすよう折り合いをつけるしかないという方針で調停がすすめられ、調書に基づく履行への調整は行われなかった。

この調停は不調となり、審判に移行したが、結果は「年3回、日帰りの面会」という結果だった。「接見禁止」を主張する前の面会拒否側の親の「年3回ならかまわない」という頻度が採用されたものと推認される。

こうして、Hさんと子どもとの面会は「月2回、宿泊あり」から「年3回、日帰り(12時間)」となってしまった。面会時間が実に年間25分の1に減少したのである。これは毎日にとすると、1日4分弱の親子交流と換算できる。

離婚の種類別構成割合の年次推移 —昭和25～平成20年—



注：1) 審判離婚と認諾離婚は割合が少ないため表示されていない。

2) 平成16年の和解離婚は4月からの数値である。

面会交流の申し立ては、1998年の調停1696件、審判293件から、2008年には調停6261件、審判1020件と10年間で4倍近くも増えている。子どもの養育をめぐる紛争は激化しているが、先に述べたように、審判・調停合わせて、面会交流が認められたのは49%と5割に満たない。月1回以上の面会が認められたのはさらにその半数、宿泊付は15%に止まっている。家事審判官、家庭裁判所調査官、家事調停委員など関係者の説得にもかかわらず、合意に至らないケースが多い。

最近では、別居親の訴えに耳を貸すようになった裁判所が、面会を斡旋することも多いが、別居親には、「月に1度でも会えないよりましでしょう」と言い、同居親には、「月に1回くらいならいいじゃない」と説得する。審判を求めれば審判官が忙しくなるため、調停制度を維持するために、審判では調停よりいい結果を出すことはまずない。結果、月に1度2時間という家裁の「相場」が「子どもの福祉」とされる。裁判官にはこの言葉以外に理由付けの根拠がない。

しかも認容審判や調停成立があっても、その内容が履行されない場合もある。たとえば、親権者を母とし、父による月1回、2時間程度の面接を認め、日時・場所・方法等について協議する旨の調停が成立したが、母が面接を拒否し、家庭裁判所による履行勧告にも応じないため、父から慰謝料を請求した事案において、裁判所は、父親としての愛情に基づく自然の権利を妨害したとして、母につき500万円の慰謝料を認めた（静岡地浜松支判平11〔1999〕・12・21判時1723号92頁）。この事案で、裁判所は、「別居後の調停等の席上、父から子を遠ざけようとする被告の態度は、……父性原理を子が学習すべき絶好の機会を被告自らが摘み取っている態度」であって「讃められた態度」ではないとし、子は「母親たる被告の所有物ではない」と述べる。

同じく子との交流の調停が成立したが、その後、監護者である母が子と父との交流を拒否したため、父が履行勧告を申し立て、それでも実現しない〔立命館法学2004年6号、298号〕ため、間接強制による強制執行を求めた事案もある（大阪高決平14〔2002〕・1・15家月56巻2号142頁）。裁判所は、執行抗告審、受差戻審、再執行抗告審において、3度にわたり間接強制を認めたが、母はこれにも従わず、最高裁まで争い、父子の交流を拒否し続けた。

このように、現実的に家裁の決定は空証文となり、審判や裁判を経ることが葛藤を高めるとわかっていても、別居親はたたかいの場である裁判所以外に行く場所がない。裁判所にとっても、決定を担保できる法的裏付けが必要だろう。

（５）引き離された親が受けるダメージ

共同親権運動ネットワークでは、前身の団体からの活動も含め、２年の活動の中でさまざまな別居親の問い合わせを受けてきた。１００件ほど受けた電話のうち子どもに会えない親の親、つまり祖父母からの問い合わせも多い。「息子が子どもに会えなくて５年ほど仕事ができている」「娘が家に引きこもったままもう６年ほどになる」。元光GENJIの赤坂晃さんが覚せい剤保持容疑で逮捕された背景にも子どもに会えないつらさがあったという。２００８年には大阪で個室ビデオ店への放火事件が話題になったが、犯人の男性もまたずっと以前に子どもと引き離されている。

子どもと引き離されてうつ状態になり、数ヶ月、自炊も掃除もできなくなるなど普通にあることである。別居親の自助グループに行けばわかるが、多くの親たちが、うつ状態の中で投薬を受けている。親が子どもと会うという当たり前のことが認められず、自己否定感を味わい自信喪失となる。何より、子どもとこれから一生会えなくなるのではないかという恐怖は、冷静な判断力を失わせ、相手への攻撃的な傾向に拍車をかけることもある。そうでなければ、自殺や失業、アルコール依存等、子どもと引き離される精神的な打撃は多岐に及ぶ。子どもと会えない親全員が、共同養育を望んでいるとは限らないが、子どもの成長にかかわることを切望する親も養育放棄の親もいっしょくたにされ、面会が裁判所でも厳しく制約される中、多く別居親が慰謝料請求や養育費の取り立ての対象としてしかみなされない現状がある。そして、母子家庭の相談窓口はあっても、絶望した別居親が相談する窓口はどこにもない。

子どもを理由にして相手とのかかわりを求める別居親もいるだろう。しかし、相手への拒否感情は、別居親も同居親と同様である。問題は感情を置いておいて、子どもとの交流を維持する体制がないことである。親どうしの葛藤は、時間の経過とともに収まっていくものだが、別居親があきらめれば、それ以前に子どもとの交流が絶たれる場合も多い。相手方との同席や、高くなるハードルを耐えながら、子どもとの交流を続ける親も多い。裁判所は、子どもの親として協力するように親に勧めるが、そうできている親どうしは協議離婚ができる可能性が高い。離婚した夫婦に葛藤があるのは当たり前ののに、それを理由に面会を拒否するなら、裁判所は最初からかかわらないほうがよい。また、親どうしの関係の困難を理由に、法整備の範囲を協力できる親の範囲に限定するなら、親子引き離しの問題は解決しないだろう。

子どもとの面会をめぐる争い続ける親たちを批判することでは問題は何も解決せず、会えていれば普通の社会生活を送っていたという点で、社会的な損失になるのはもちろん、いたずらに社会の中の憎悪を増していくことにもつながる。

提言 1 ●共同親権の基本的な考え方

私たち別居親は、離婚や別居という事態に直面してはじめて、子どもを一度手放してしまえば、子どもの成長にかかわるところか、会うことすらできないという現実を知って愕然とする。

「子はかすがい」と言われた時代から価値観の多様化とともに離婚が日常化し、家族が一定の形におさまらない時代になっている。離婚後の単独親権制度と話し合えとしか書いていない民法766条を象徴とする「白地規定」とも言われる法の不備は、育児を男女がともに担う状況が曲がりなりにも進み、子の奪い合いが熾烈化する中、個別の問題の解決を困難にする。

時代に対応する親子法が求められている。その際、私たち別居親は以下の3点を強調してきた。

(1) 親の権利の固有性

(2) 親どうしの関係と親子関係を分けて考えるルールを作る

(3) 「共同養育請求権」共同養育義務の実現

(1)親の権利の固有性

子どものために親が我慢することはあるかもしれない。しかし親どうしが同居していれば、「単に子どもに会うだけのこと」で親が我慢することはない。

面会交流については、「子どもの権利であり親の権利ではない」という主張があるが、このような主張は間違いである。親はそれぞれに自分の主観で子育てをする権利があり、これについては「親の支配権」としての旧来の価値観にのっとったものだが、他方、「子どもが会いたくないと言っている」ことを理由に親の権利を簡単に否定すれば、子どもが親に養育される権利を自らの手で絶つことを子どもに強いることになる。同居親に、別居親に子どもを会わせない権利など本来ないはずである。

子どもが親に会えない期間、親もまた、養育義務を果たせないだけでなく、自身の子どもにかかわることによって得られたはずの精神的な交歓を失う。子育てによってしかできない人間的な成長もできなくなるからである。子どもは親がいなくても環境に慣れ成長していくが、別居親の要求は、子どもが大きくなってから会うことではなく、子どもの成長のそのときどきにかかわることであり、自分なりの人生経験を子どもに伝えることである。月に1度2時間程度の面会でこれができるわけがない。宿泊も含めて、十分な交流の時間が必要である。親権に親の権利の固有性を認めるべきである。

親子の引き離しは関係性を築くことを絶たれた親子双方の権利の問題であり、引き離された親子の人権問題として位置づける必要がある。

(2)親どうしの関係と親子関係を分けて考えるルールを作る

日本社会で「連れ去り」や「面会拒否」が当たり前とされてきたのは、親の別れが親子の別れと一体化されて語られてきたからである。また、離婚をタブー視し、そこから外れた離婚当事者に法的保障を与えることなど考えすらされなかったからだろう。同時に、「離婚したら親権はどうするの」という日常会話に表されるように、親権の問題さえ片付けば問題は解決するとされてきた。

多くの別居親は、共同親権の実現によって現在の法律的な定義での親権がほしいわけではない。親権がないことが、子どもの養育に関与することを否定する正当な理由とされることに無力感を感じ、このまま一生会えないのではないかという恐怖につながる。単独親権制度は、片方の親の単独親権・単独養育を固定化するので、共同養育が困難になる。結果、ひとり親が量産されることになる。

また、親どうしの関係と親子関係の問題が分けて考えられることによって、離婚後の子の養育の問題だけではなく、婚外子も含めた養育放棄の問題、母子家庭の貧困の問題等々、これまで問題化されながら解決されなかった雑多な問題を親子関係を軸に整理しなおし、新たな枠組みで議論して解決を促すことになる。

(3)「共同養育請求権」共同養育義務の実現

一人ではなく二人で子どもをなした以上、双方の親に共同養育の義務が発生するはずである。他方の親がその義務を果たそうとしない場合、もう一方の親はその義務を果たさせる権利がある。それが「共同養育請求権」である。共同親権は、子育てにおける双方の親の機会均等を象徴的に現し実体化するだけの言葉ではなく、共同養育義務を実現するための枠組みでもある。

子どもとの面会を求める親を「わがまま」と切り捨てることは、親の責任として共同養育の義務を果たそうとする親を、感情のままに排除しようとする他方の親の共同養育義務の不履行を肯定することになる。

親の感情が重視されるなら、双方の親の感情が同列に重視されるべきであり、親子の引き離しが仕返しのための手段とされるべきではない。

共同養育請求権は、なにも別居親だけに認められるものではなく、強制認知や養育費の強制執行によって、親としての責任を放棄してきた父親に養育への関与を求める場合にも議論されうる。その場合の養育とは、経済的な問題だけのみではなく、実態的な養育へのかかわりも含め考慮されるべきで、そのことではじめて親としての責任が現実的な意味を持つ。

2. 単独親権制度と子の奪い合い



(1)子どもの奪い合い事件と単独親権制度

この章では、単独親権制度が引き起こす問題と、離婚と子どもの養育に関する他の法や制度が、現在の親権制度のもと、どのように扱われているかを概観する。

2008年、親権と子どもとの面会に関するトラブルで3件の殺人事件が報道されている（1月に栃木県宇都宮市、5月に福島県郡山市ほか）。そのほかにも、子どもの連れ去りや親権争いのからむトラブルは無数に報道されているが、扱いは離婚に伴う一般的なトラブルとしての域を出ない。最近では、社会の関心が高まったからか、親による子どもの連れ去り事件が逮捕に至った事件が、度々報道されている。

親権を失うということは、親権者が拒否すれば、子どもの養育についてかかわる権限がなくなることを意味する。親権を失えば子どもと会えなくなってしまうのではないかという不安から、親権争いが生じる。

親権をどちらかに決めると言えば聞こえはいいが、裁判所で親権争いになれば、実際は親権をどちらかの親から奪うため、民法上の有責主義ともあいまって、相手の非を言い立てる構図になる。その際、DVや児童虐待の有無、不貞、障害などは、親権者として適格でないという根拠にしやすい。法律関係者は、そういった要因にレッテル貼りを行う。そんな中で親権を諦める親も多い。こういった法の構造が、相手への憎しみをかき立て、子どもの奪い合い事件を激化させる背景にある。

よくあるきっかけは、母親（一方の親が母親の場合）が子どもを連れて実家に帰ったり、家を出たりすることだ。子どもを連れ去った母親は、相手に子どもを会わせれば取り返されると思うから会わせない。父親の側は急に子どもを連れ去られた上に会えなくなり、相手への憎悪を募らせる。その状態で裁判所に行くと「高葛藤」を理由に面会が制約される。この時点で、相手の親としての適格性を問うための主張がさまざまになされれば、子どもの親としての協力はさらに遠のく。子どもと会えないままに調停や裁判が始まると、監護実績の長いほうに子どもの親権がいく傾向が強く、結局、連れ去れた親がそのまま親権を失い、会えなくなってしまうことになる。

2005年には最高裁において実家に子どもを連れて行き、それを取り戻した父親が未成年者略取誘拐罪であるとされた。連れ去り別居についての規制がない中、これでは「子どもを先にとったもの勝ち」というルールを、法と裁判所が追認しているようなものである。

(2)協議離婚と別居に伴う親権剥奪

1948年に成立した現行民法は、未成年の子は父母の共同親権に服するとし（818条1項）、父母の婚姻中は共同親権行使を原則とする（818条1項・3項）。明治民法が親権は父親に服するとされていたことからすると、憲法の男女平等規定と法律婚の保護を反映して、共同親権が婚姻中にのみ採用され、離婚・未婚時の単独親権制度は、戦前の単独親権が残存することで現在まで110年間維持されている。単独親権制度は、両親が子どもの養育を放棄しようとする場合において意味があるほかは、合理的な理由がない。

また現行民法では「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」（820条）とされるが、その親権の中身は、居所指定権（821条）や懲戒権（822条）などの規定に端的に示されるように、子どもに対する親の支配権としての側面が強い。

離婚後親権を失った親は、これらの子に対する親の権限をすべて失い、「公式の親」ではなくなる。親権者の理解がない限り、法的に子どもの成長にかかわる手立てが保障されなくなる。ただし、民法が親権者変更の手続きを用意し、親権のない親の相続は子に行くことからわかるように、法は親であることを否定しないので、民法766条から離婚後の面会交流や養育費についての取り決め手続きが可能になる。それらの執行を強化しようとするならば、あらためて親権と親の権利義務についての法整備が必要となるだろう。一方、協議離婚はどちらかの親を親権者に決め、それを役所に提出することによって成立するため、現実的には養育費も面会交流も何も取り決めずに離婚することもある。

他方、子どもの連れ去りによって別居に至った場合において、連れ去った側の親が子どもの面会に応じないときにも、共同親権の行使は不可能になる。現行民法には、婚姻中、子どもの養育について夫婦間で不一致が生じた際、また、共同親権行使の態様について調整をする規定がない。子を養育できない親は婚姻中でも現実的に親権を剥奪されたのと同然の状態となる。

ある母親は夫の暴力に耐えかね子どもを連れて家を出、離婚調停中に子どもを会わせていたがために、そのまま子どもを確保されて精神的に耐えられずそのまま子どもを手放してしまった。子どもの奪い合いに対して裁判所は無力であり、そのまま長期間にわたって親子は引き離されてしまった。会わせるからといって親権を譲らせ、その後は会わせないという一見しての詐欺行為も少なくない。

裁判所で離婚を争うことになった場合、民法上の法定離婚理由にある通り、離婚が認められるためには、離婚原因となる正当な理由が明らかでなければならない。従来は有責配偶者（離婚原因を作った側）からの離婚請求が認められることはなかった。

しかし現在では、事実上破綻しているのに法律上の離婚を認めないのはおかしいという考え方や、破綻して関係修復不可能の夫婦は、むやみに結婚生活を続けるよりも、離婚したほうが本人たちや子どもにとってもいいだろうという考え方が一般的になりつつある。

それでも有責主義が形式上残っているので、一方的に別居することで破綻の事実を作り上げ、あるいは、相手方の有責性を言い立てる構図になりやすい。これが、単独親権とともに、精神的DVや児童虐待と相手をレッテル貼りし、あるいはでっち上げる温床になっている。もちろん、その過程で子どもの連れ去りも起きる。

一方で、この破綻主義の離婚判決には、「子どもをどのように養育していくべきか」という子どもの視点はない。アメリカのカリフォルニア州の親子法は、夫婦の一方が離婚を申し出れば離婚が認められてしまう完全な破綻主義である。しかし、その一方で、子どもの養育に関する責任は厳しく問われる。たとえば、調停前に離婚に際して子が受ける影響に関しての親教育プログラムが義務付けられており、子の養育に関する両親間の合意、養育プログラムの提出がなされなければ、離婚は認められない。離婚において有責性が問われないならば、子どもの養育についてどちらか一方が養育するに足るに適當かどうかを、離婚理由のみから決めることはできない。したがって、破綻主義であれば、共同親権・共同養育が離婚後の養育のあり方として望ましいのは当然である。

破綻主義を導入するには、共同親権・共同養育も同時に導入することが前提である。そうでなければ、一方の親の感情で離婚を申し立てられれば、子どもは他方の親との接触を断たれてしまうことになりかねない。特に、子どもが連れ去られ、離婚を申し立てられてしまえば、別居親は親権を剥奪されて子どもに会えなくなってしまうということが正当化されてしまう。これは破綻主義に名を借りた有責主義の継続であり、子どもの引き離しを私的制裁の手段とすることにほかならない。

(3) DVと親子の引き離し

離婚後共同親権の際、「DVの場合はどうするのか」という問いがなされることが多い。質問の背景には、「DVの場合も会わせないといけないのか」という、被害感情を考慮しての懸念がある。DVや児童虐待の際には刑事罰での対処が第一義的になされるべきで、子どもの養育への親の関与が制約される。緊急時には引き離しも必要である。しかし現状は、たとえDVがあっても、同居親の拒否感情が強くなければ面会交流がなされるし、DVがなかったとしても、拒否感情が強ければ面会は実現しない。これは家裁を経由した場合も同様である。被害の大小と面会の実現との相関関係も不明である。DVの場合は面会をさせるべきではないという簡単な結論は、現状の法運用とも見合っていない。DV防止法の施行後、DVを理由とした面会交流制約の事例が判例として積み上がっているが、それも、面会交流を完全に否定するのではなく、危険があるのに現実的に会わせる手段がないという理由で、面会交流を制約する。

もちろん、DVに対しては、刑事罰の厳格適用が今後よりいっそう進められるべきだし、DV被害の防止という面では、加害者への脱暴力プログラムなど防止策がいっそう進められるべきだ。現在は安全確保のための保護命令とそれに違反した場合の罰則の付与という犯罪化で、被害者側が逃げるしかないという形で、現在DV施策は進められている。一方、加害者側が面会交流を請求すること自体を抑止することはできない。

他方、離婚におけるDVの扱いで問題になるのは、被害者への保護命令が出された場合、子どもとの面会交流はどうなされるかだ。子どもの前でDVを見せることも児童虐待とされるため、子どもへの保護命令が同時に出されることが多い。実際、親どうしの葛藤の狭間に子どもをさらすことは、日本に限らず他の国の裁判所でも子どもの利益にならないと考えられているのは同様である。しかし、その場合において、子どもが施設に収容されるのではなく、多く、被害を申し立てた親の側に引き取られるのは、それだけ親の権利が配慮されているからとも言える。現実的には、DVがあっても双方の合意のもとで子どもの養育のあり方を尊重することを優先すれば、加害者の側が子どもの主たる養育者となることもあるだろう。協議優先の日本の離婚では、家裁を経たとしても、加害者側に子どもが引き取られた母親、父親が散見される。このような事例をすべて排除するには、離婚時にすべて裁判で家庭生活をさらし、不法行為があればいちいち罰則を科すしかないが、それが現実的に難しければ、子どものいる離婚時、やはり権利性を配慮した面会交流の取り決めが事前になれば、加害者側に子どもが引き取られた場合、当事者どうしで面会を実現することはまず無理だ。共同養育・面会交流が原則なら、DVに慎重に対処しつつ、どうやったら面会交流が可能かというアプローチを探るべきだろう。

（４）面会交流と安全確保

DV 防止法における保護命令は、緊急避難と安全確保のための手段である。「DV のときにも会わせるべきなのか」という質問の立て方は、そもそも会わせるべきかどうかを決めるのは同居親であり、母子の安定が子どもの福祉であるという前提のもとでの質問だが、安全確保が仮に完全になされた場合には理論上は成り立ちがたい。

しかし実際、DV がからむ場合、当事者どうしで面会交流を実現するのは困難だし、安全確保を完全にはかることもやさしくはない。そこまでして子どもとの面会交流を優先すべきかという疑問もあるだろう。この点については後述するが、安全を確保することが可能なら期間や手段など一定の制約のもと、面会交流も同時になされるべきである。保護命令と面会交流は慎重に同時並行で進められる。

一つには、子どもへの面会の制約が必ずしも被害者の安全確保につながるかどうかという疑問がある。子どもをつかって相手との接触を求める事例はたしかにあるが、そのような悪意の加害者の場合、たとえ保護命令が出されても、安全確保にはつながるとは考えにくい。また、安全確保の手段が面会制約の手段と区別されなければ、面会制約のために保護命令を求めるということにもなりかねず、これは、保護命令の申請そのものの信憑性を下げ、総体として被害者が安全を確保する手段として保護命令を使うことそのものを難しくしかねない。

実際、虚偽のDV 申し立てがなされたという主張は、別居親の相談を受けている限り珍しくない。この中には、加害行為に無自覚なものから、実際、ありもしない暴力をでっち上げられたものまで幅がある。DV には精神的なDV も含まれるため、すべてのDV 申し立てをDV と規定することは可能だ。パワーコントロールという面では回数は問題ではない。しかし、1 回暴力をふるったことが、繰り返し暴行をなされたという申し立てにすり替えられていれば、加害者側は加害行為を反省するどころか、相手への憎悪を高める結果になる。不貞の事実があれば離婚に不利なので、DV をねつ造することもままある。少なくとも、証拠調べや加害者とされた側の事情を聴く機会をもうける制度上の保障は必要だろう。

アメリカ他欧米各国では、共同養育の法整備と、DV 保護のための法整備は前後してなされてきた。そのためアメリカでは州によっては、母子の安全を確保した上で、父子の交流を確保するために、各地に面会交流のための支援設備があり、また難しい親子の交流を確保するための支援制度も整えられてきた。実際、同居親の居所がわからなくても面会交流は可能であり、日本にもそういう親がいる。欧米各国でも、コンタクトパーソンをつけたり、ペアレンティング・コーディネーターが間に入ったり、高葛藤事例と同様、配慮がある。少なくとも、安全な面会交流の場所の確保と、仲介や調整、カウンセリングをする人員の確保は、今後法整備とともになされていかなければならないだろう。

(5) 児童虐待と親権制度

現在、児童虐待防止法における親権制限の議論が盛んだが、この議論は親権者と子どもとの関係のみに焦点が当てられているため、親権のない親がまったく知らない間に、一時保護などの手続きが進められる。施設や里親に委ねられることが、親権者と児童相談所との間だけで手続きされることもある。

児童相談所における児童虐待相談件数は2000年の17、725件から2008年には42、662件と増加傾向にある。親権のない親への面会拒否が特段珍しくない現在、こういった児童虐待における対処が子どもの利益にかなうのかという疑問がある。

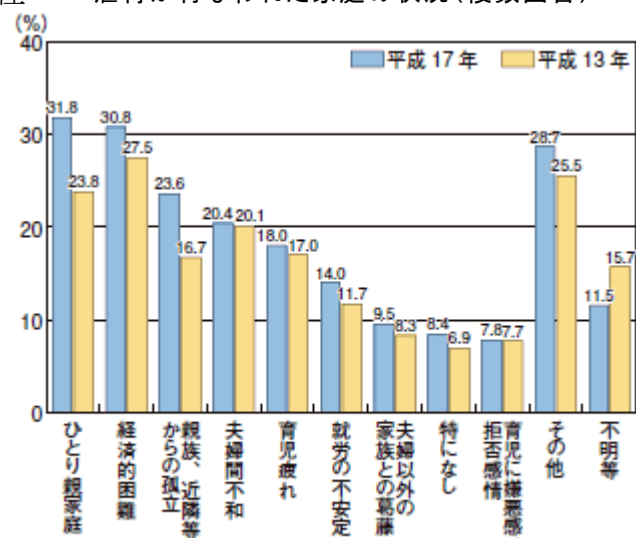
DVの際に述べたように、児童虐待の際の一時保護もまた安全確保のための手段であり、その後は親子再統合がプログラムのもとに進められることが現在の児童相談所の手続きではなされている。子どもの前でDVを見せることも児童虐待とされている。実際、児童虐待で収容後の手続きが、親子再統合も視野になされている現在、DVがある場合には、面会交流を絶つとされれば、可能なはずの親子関係の再構築の可能性の芽を、離婚の際はつんでしまうということになる。

一方で、面会交流の際に、児童虐待がなされる可能性はたしかにあり、そのような場合には、DVの際と同様、脱暴力プログラムを課した上、適切な場所と人員による監視のもとでの面会交流の段階的な導入もなされるべきだろう。親子再統合のノウハウと面会交流の実践が、相互に生かされていく必要が今後ある。

このような中、児童虐待防止法の親権制限の議論においても、親権のない親の地位に配慮し、虐待があった場合やその後の措置について通告する、親子再統合ができない場合の委託先として考慮するなどの議論がなされていくべきだろう。

東京都福祉保健局が平成13年及び平成17年に行った調査では、児童虐待につながったと思われる家庭の状況は、ひとり親家庭が31.88%、親族、近隣等からの孤立が23.6%、経済的困難が30.8%、就労の不安定が14.0%となっている。家庭の状況の上位5つについて、他に合わせて見受けられる状況の上位3つをみると、「ひとり親家庭」、「経済的困難」、「孤立」、「就労の不安定」を併せ持った事情である。

共同親権であれば、現在の児童相談所の法執行の手続きも変わってくるだろうし、共同養育や面会交流が当たり前になされていけば、虐待におけるチェックアンドバランスの体制も多様にとられていくだろう。今後、面会交流や共同養育において、児童相談所や各自治体の子ども施策との連携が期待される。



資料：東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」(平成 17 年)

(5) 子どもの奪い合いに関する法手続き

他方、連れ去り別居と面会拒否が慣例となっている中、子どもの身柄を確保するために、別の法手続きが法の目的を無視して用いられることがある。

別居中には引き渡し請求と審判前の保全処分、離婚後には親権行使に対する妨害排除請求としての民事訴訟による引渡し請求、あるいは人身保護請求である。

別居中にせよ離婚後にせよ、離婚後単独親権になれば、親権のない親は子どもの養育にかかわることが、親権者次第なので、これらの法手続きの執行は、どうやって身柄を確保するという技術的な問題関心だけで手段として法律家が多用する。結果的に当事者どうしの葛藤を高め、親権を失った側の子どもの養育への関与は不可能に近くなる。

中でも人身保護法は主に国家によって不当に拘束された人の身柄を解放するための法律であるが、現在では子どもの奪い合い事件において普通に使われる。いったん連れ去られたら子どもとの交流を維持する手段がないため、命令が裁判の先に出される手続きを使わざるを得ないのだが、非親権者への機械的な適用で、現実的に監護を担っていた親から子どもが連れ去られ会えなくなる事態も生じる。迅速性を目的とする法律のため、1週間そこらの手続きの中で、手続きとして保障されているはずの、子の意向も十分に聞かないまま、子どもを裁判所に連れて行けば、だまし討ちのようにもう一方の親に渡されることもある。共同親権が確保されれば、このような目的外使用の法の適用も回避できる。

もちろん、これらの法手続きは、人権救済のための目的を持つものが大部分であり、適切な運用が望まれるものであるが、単独親権を前提とし、親子関係維持のためのシステムがない現在、物のようにやり取りされる子どもへの配慮が著しく欠け、同時にそういった身柄確保の紛争に投げ込まれる親にもダメージを与える。親どうしの関係を決定的に損ない、その後の面会交流や共同養育の障害にもなる。

（６）単独親権と連れ子養子

単独親権の問題点が如実に現れるのが、離婚後親権者が再婚する場合である。家裁の手続きを経れば子どもを再婚相手の養子にしなくても入籍することは可能だが、窓口で養子縁組の手続きはできるので、再婚と同時に子どもを養子縁組することが通常である（いわゆる連れ子養子）。この際、親権のない実親に養子縁組について許可を求める必要はないので、別居親にとってみれば、ある日突然子どもを知らない他人の養子に入れられ、名前も変えられていたということが起こる。

この連れ子養子は、別居親子の關係にさまざまな影響を及ぼすが、たとえば、実母（離婚時の親権者が母の場合）が再婚後死亡すると子の親権は実父のもとには自動的に帰ってこず、後見がはじまる。また、子どもが養子に入れられると、親権者変更（８１９条６項）が認められることはまずない。また、面会交流についても、認められないか、回数や時間を極端に制限されることが多かった。面会交流が権利として確立した国々では、養子縁組によって面会交流が制約されることはない。

法文上もそのような運用をすべきだという規定がないにもかかわらず、これらはすべて、子どもが養親であれ実親であれ、共同親権下で養育されることが望ましいという発想のもとに、役所の窓口も裁判所も認容する。つまり、実親との關係を絶つことがたとえあっても、両親そろった「家庭の安定」が子にとってよいという何ら根拠のない発想が、「子どもの福祉」として説明されるのだ。

実際、虐待ケースでは、加害者が男性では、実父２８％、養父継父内縁５４％、その他親戚知人等で保護者と認められる者８％となっており（警察庁生活安全局少年課２００８年「少年非行等の概要」）、再婚家庭がそれだけで「子どもの福祉」に叶うとは必ずしも言えない実体を明らかにしている。親が再婚しても子どもが再婚するのではない。

２００９年には、離婚した相手方が再婚し、子どもたちが養子に入れられた後、子どもと面会できなくなったため親権者変更を申し立てた父親が、裁判官の職権で申し立てを受理させないという事件が、千葉家裁市川出張所であった。単独親権制度を悪用すれば、養子縁組は面会拒否の切り札にもなる。

児童虐待の際に、親権のない親に通告されないのと同様、最近では臓器移植法の改正により、再婚夫婦の許可のもと、別居親の知らない間に、子どもが臓器移植の対象とされるケースまで想定されるようになっていく。

２０１０年６月、国連子どもの権利委員会は、連れ子養子について、家庭裁判所の許可なく行われることについて懸念を表明した。一方、日本の家裁は親の再婚によって面会交流の申し立てを却下するという、まったく正反対の運用をしている。

原則共同親権か、あるいは、離婚時の取り決めで、養子縁組についての規定を設けることによって、このような事態は未然に防ぐことができる。

(7) 子どもへのアクセス制限

相手方が面会を拒否すれば裁判所もそれを追認するが、他の行政機関もそれは同様である。

警察は子どもを連れ去っても親権者によるものであるとして、搜索願を受理しないことが多い。子どもに会いたくて相手の家に直接行けば、住居侵入やストーカーの容疑で警察を呼ばれることもある。保育所も学校も多く保護者から子どもを預かっているため、たとえ実親であっても、別居親からの成績の開示や行事への参加を拒むことが多い。親権者でも保護者でもない親は、現実的には学校や保育園とは関係のない一般市民と同じであり、その範囲の子どもへのアクセスしか、公的機関では保障されない。こういった傾向は個人情報保護法の施行後、いっそう強まっているが、実際には所管の行政機関がトラブルを回避するために同居親の意向に応じて、一般市民以上に別居親の子どもへのアクセスを制約していることも多い。

子どものいる施設に行くことでトラブルを起こす親もいるだろうが、それ以前に、こういった施設で子どもに会おうとする親は、相手方の拒否で子どもに会うことを制約されている場合が普通である。相手方と関係を求めて子どもへのアクセスを利用する親もいはずだろうが、相手方との接触と、子どもとの接触を明確に分けるためのルールのだん筋も、裁判所では通常用意されない。結果、別居親以外の誰とでも子どもは会えるのに、自分の親にだけは会えないという異常な現象が生じている。

少なくとも、子どもの成績を知ったり、授業参観に出席できるような取り決めが当事者どうしでなされることが望ましい。たとえばアメリカでは、進学や宗教、入院など、共同親権者に相談することが法的な共同養育権の内容となっている。

2008年11月に母親によって8年間監禁され、2年前に保護された21歳の札幌の女性の存在が報道によって明らかになった。別居していた父親は、別居当初は区役所に娘が閉じ込められていることを相談しているが、児童相談所も行政も放置したままだった。

こういった行政機関の対応は、日本ではいかに別居親の子どもへのアクセスの権利が軽視されているかを言い現している。こういった対応は子どもの親を知る権利をないがしろにしているのはもちろん、子どもは親に育てられるべきだという基本ルールすら、日本では場当たりの的にしか採用されていないという現実を証明している。

（８）母子家庭の貧困と社会保障、養育放棄

現在、離婚家庭支援の中心は、母子家庭への公的扶助という形で主になされている。養育費に関しては、強制執行の手続きが幾分強化されたが、養育費による収入額は自己申告なので、子どものいる夫婦の離婚によって、養育時間、養育費が関連づけられることになれば、養育費の徴収についても福祉との連携で考えられていくことになるだろう。

実際、単独親権制度のもとで双方が子どもの養育への意思を示している場合でも、家裁を経由すれば一方の親の親権は剥奪されるという形式になってしまうので、現実的に養育時間を親どうしで分け合い、共同養育をするということにはならない。離婚すれば母親が子どもを見るのが当然という風潮もまだ強く、２００９年に母子家庭の貧困率が６６％とＯＥＣＤ主要国の中で突出していることが報じられた。このような結果は、単独親権制度によって共同養育や面会交流を不可能にしているのも一因だろう。親は子どもに会えないのに、倫理観だけから養育費の履行を求めるのだろうか。

面会交流という権利ばかりではなく、養育費という責任をまず果たすべきだという主張がなされる場合がある。この論理は、子どもの養育にかかわりたい別居親にとってみれば、金を積んで子どもとの交流を確保するとも解釈される。

親の養育時間の配分と養育費の割合は関連づけて取り決めることができる国もある。たとえば、養育時間の配分が完全に平等な５対５の場合には、たとえ両者に収入の差があったにしても、養育費の支払いは生じない。面会交流も養育費の支払いも、共同養育の権利であり責任である。

そういう中で、共同養育が、実質的な養育への関与という面でも、費用の負担という面でも意味を持つことになってくる。

民法８１９条を削除し、原則共同親権となれば、離婚のみならず、未婚の場合の親責任についても問われることになり、養育放棄の親についての社会的な責任が認識されることになる。望んで未婚を選んだのではない女性にとって、未婚、離婚時においては、養育費の徴収を強化するという形で養育への責任を求めつつ、面会交流を促すという手続きが、共同親権による地位の明確化とともに強化されるべきだ。

養育費の徴収強化とともに、実際の養育への関与という意味では面会交流の取り決めを、親教育の機会を相手方に課しつつ履行させることになる。父親が望めば、少なくとも子どもが親を知る権利という点からは、面会交流を否定することは難しいのではないだろうか。またやはり、未婚のまま実体的に親子関係ができている父子についても、親どうしの関係の解消とともに面会交流を否定することは難しいだろう。母親が亡くなれば、やはり子どもの養育者となる可能性があるのだから。

提言 2 ● 共同養育を実現するために①

「共同養育を可能にする法整備」

単独親権制度を是正することで「子どもの奪い合い紛争」に対処し、離婚後の「原則交流」を実現すること、さらに共同養育義務を実態的なものとするためには、共同養育を促す法整備が必要である。

具体的には単独親権規定である民法 819 条を削除すれば、親権の有無によって、面会が制約されてしかるべきだという論理は成り立たなくなる。しかし共同親権状態の別居時においても、「原則交流」は保障されていないので、共同親権を共同養育の実質が伴ったものとするためには、困難な親どうしの関係をどう調整しあるいは決定するかについての第三者の支援とそのための法整備も一体的に必要である。

現在、弁護士の棚瀬孝雄さんが、「離婚後の共同養育並びに親子交流促進法」という特別立法案を提案しているが、共同養育と「原則交流」を実質的に保障する特別立法によりそれらを実現することが考えられる。その場合においても以下の 3 点が必要条件となる。

一つは、特別立法によって「原則交流」を推し進めるにしても、そのことによって、法的な射程から外れた親たちへの偏見を強めることは避けるべきだ。認知や養育費の強制執行を求める母親たち、なお親が関与を拒絶し続ける子どもたち、障害などを理由に刑事罰の適用もなく交流を絶たれた親などがその対象として考えられる。もちろん、母子または父子の安全を考慮した場合に、制度が理念に追いつかないことは予想されようが、新たな立法措置によって、「会うに値しない親」を定義しなおすのではなく、刑事罰の適用も進めながら、よりよい親子関係のためにどのような制度が必要であるかという観点から、制度の構築を急ぐべきである。

二つ目の条件として、いずれにせよ、共同親権の民法改正が同時平行でなされなければならない。単独親権制度下でいくら共同養育を実現しようとも、親権のない親に対する不利益を肯定した現在の法制度下では、どのような制度設計も齟齬をきたすことが予想される。養育にかかわる意思がありながら、それを絶たれた別居親にとって、共同養育のために、法的な地位の保障は不可欠である。

三つ目の条件として、法的な地位の明確化が実質的な権利保障に結びつくためには、家事ADRなど、離婚にともなう家庭の問題を調整するための当事者の視点に立った調整手段の確保と、それが破綻した場合の当事者主義に基づく民事的な解決が必要である。共同親権になれば単独親権下でも激しい親どうしの葛藤が、離婚後もなお継続するため望ましくないという意見をよく聞く。しかし、以降の章で詳しく述べるが、現在の家裁における子の監護紛争の解決が当事者に大きな不満をもってしか迎えられない背景には、法の不備と同時に、権利の主張を、法という名の馴れ合いによって、ときに紛争を煽りながら「飯の種」にしてきた法律家をはじめとした専門家と呼ばれる人たちにも原因があると私たちは考える。

- (1) 民法改正「原則共同親権」
- (2) 面会交流・共同養育を促進するための特別立法
- (3) 関連諸法規の改革

(1) 民法改正「原則共同親権」

民法の親権法について「共同親権」を原則としながら、以下の点を盛り込みつつ改正する。

① 共同親権、親の権利の固有性を明記

弁護士の後藤富士子さんは、親権法についての民法改正私案を公表している。819条を削除した上で、親権者についての818条については、3項の「父母の婚姻中は」という規定をとれば、共同親権が実現する。

なお、後藤案では、4項として「親権は、親の固有の権利であり、第834条（親権喪失の宣告）及び835条（管理権の喪失の宣告）の規定によらなければ喪失又は制限されない」という規定を設けている。海外では親権は親責任や親の配慮という概念に置き換えられていることもあるが、どの用語をとるにせよ、親の権利の固有性、子の養育への権利と責任を明示しなければ、社会的な価値観で親の役割が規定される。

② 親責任＝共同養育義務を明示

親責任は共同養育義務であることを明示。面会交流を拒否する親、養育費を意図的に未払いする親、養育放棄の親などは、原則的に親責任を果たしていない親として責任が問われることになる。

③ 親権行使の態様

共同親権の場合、離婚前後にかかわらず、親権行使の態様の調整が必要となる。協議がまとまらない場合は家裁がその役割を担う。

④ 共同養育、別居親の面会交流権の規定を明示

交代居住を保障する共同養育、交流と宿泊の権利の保障の観点から別居親の面会交流権を明文化する。

(2) 共同養育、面会交流、行政支援のための特別立法

(以下、棚瀬法案を参考に提案する)

親の別居・離婚時の主たる養育者の指定、共同養育、面会交流の実効性を確保するための裁判手続き、行政支援等を明示した特別立法の制定

① 面会交流が子どもの最善の利益であるとの理念規定の明示

理念規定を明示することによって子どもを理由とする面会拒否については慎重な対応を要請。面会拒否や制約には拒否する側に原則を否定するに足る「子の利益を害する重大な理由」について立証義務を課すことになる。

② 「原則交流」を保障するための手続き保障

裁判所が主たる養育者を指定する場合、面会交流に積極的な親を選定基準の一つとする。「子の利益を害する重大な理由」によって面会交流を制限する規定と制限解除の手続きを明記。養子縁組、再婚家庭の安定を理由とする面会制限を禁止する。ただしそれぞれの家庭のプライバシーは保護される、別居親の子どもの情

報へのアクセス権を保障する、面会交流を進んで行おうとしない親に養育合意の斡旋をし、同時に交流支援をする、どうしても共同養育義務を果たさない場合は、裁判所が共同養育命令を出す、などの規定も必要。

③共同養育を保障するための手続き保障

交代居住による完全な養育時間の平等を可能とする共同養育の合意選択を可能とする。また、未成年の子どものいる夫婦の、別居・離婚時の養育計画を義務化する。養育計画は子の養育のあり方と養育費、最終的な子どもに関する決定権の所在について詳細に定める。

また、裁判所や行政が、法律以外に取り決めるべき項目、子どもの年齢に応じた養育時間について定めたガイドラインを策定する。隔週2泊3日、長期休暇は折半するのが一般的な海外の面会交流基準である。

④連れ去り別居の禁止と暫定監護命令

子どもの養育を担う一方の親の許可のない子の居所の変更は、同居の有無にかかわらず連れ去りとし、違法とする。裁判所は連れ去られた親の申し立てにより出頭命令を連れ去った親に出し、事情を聴いた上で子の返還命令を出す。出頭に応じない場合は連れ去った親の親権を停止する。DV時には除外とするが、その場合に一時面会停止、あるいは制限のもとでの暫定監護命令を裁判所が出す。

⑤面会拒否時の罰則

正当な理由のない面会拒否に対しては、行政手続きの停止から罰金、主たる養育者の変更に至る段階的な罰則を用意する。

(3)関連諸法規の改革

「原則交流」の確立とともに、主に以下の諸法規の法改正が必要となる。

①民法の婚姻法・養子縁組法の改革

共同親権・共同養育を前提に、現在の有責主義は、名文上も破綻主義を採用すべきである。また養子縁組法は、別居親への説明義務を明示し、共同親権に対応できるように改正すべきである。

②刑法の誘拐罪の適用

他方の親の許可のない子の居所の異動については刑法の誘拐罪を適用する。

③人身保護法

人身保護法の使用は、裁判所の暫定監護命令が可能となり、共同親権が実現されれば、子どもの奪い合い紛争においては抑制される。

④DV防止法

刑事罰の厳格適用による犯罪化を進める。DV防止法の保護命令については、半年の期間を短い期間の適用も可能とするものにし、より事例に合った法適用を可能とする。保護命令適用時には証拠調べや加害者の事情聴取を行なう。加害者への再発防止プログラムも進める。

⑤児童虐待防止法

親権のない親への保護措置やその後の措置の通告の機会を設ける。

3. 家庭裁判所の法運用



(1)裁判所の親子の引き離しの容認

すでに単独親権制度のもと、子どもの連れ去りと面会拒否が引き起こされる仕組みは指摘したが、その際、裁判所がそういった制度上の欠陥を容認し助長してしまう点も見逃せない。

Tさん（40歳）は、ある日妻の浮気が発覚して、夫婦げんかになった。その後、妻が3歳の子どもを強引に連れ去って家から逃げ出してしまい、そのまま行方不明となってしまった。実家に連絡しても取り次いでもらえず、まったくの音信不通。妻子ともども3ヶ月も行方不明となってしまった後に、仕方なく東京家庭裁判所に面接交渉の調停を申し立て、「せめて子どもに会わせて欲しい」と懇願することになる。

しかし裁判所の調停委員や調査官は、「私たちは面会を強制できないから」、「子どもとの面会は、現状子どもを監護している側が嫌だと言っているうちは実現できない」としか言わない。あるいは、「親権を譲り、離婚をすれば会わすと言っているから、離婚を受け入れたらどうか」、「監護権を相手に指定するなら、会わすと言っているからそうしたら」などと言われてしまう。

裁判所や弁護士など法曹関係者の間では、トラブルを恐れて調停の期間は子どもの面会をさせないという慣行がある。弁護士がついた途端に、それまで当事者どうしできていた面会交流が途絶えることはよくある。

Tさんが交渉の末に、ようやく家庭裁判所内の一室で、調査官や弁護士が監視する中、「試行面接」で子どもと会うことができたのは1年後のことだ。

Tさんが驚いたのは、インターネットで調べたところ、自分と同じような境遇にある人がたくさんいたことだ。例えば、インターネット上のコミュニティでは、子どもに会えない親たちのコミュニティがあるが、300人以上の登録者がいる。こういった人たちは、「引き離される方に問題がある」とよく誤解されるのだが、夫婦関係は冷えていても、むしろ愛情深く子どもと接し、子どもの面倒をよく見ている人ほど引き離される傾向にある。親権争いになった場合、子どもの面倒を夫婦双方が見ていたとなると、相手方から引き離しておかないと親権が取れないからである。

もちろん、家裁にしても、相手の協力がなければ面会を実現する手だてがない。しかし、たとえばトラブル回避や調停期日の設定などは、家裁の都合である。同居親の子どもに会わせる条件を、合意を斡旋する手段とすることは調停委員のテクニックかもしれないが、もちろん別居親側が条件を提示することなどありえない。それで引き離された親に、「そうになっているから」と説明するだけで納得する親は少ないだろう。

(2)家裁で行われる人質取引

子どもを片親から引き離した上で、子どもとの面会を取引材料にして離婚を迫ったり養育費の増額や慰謝料を求めたり、面会条件を有利に引き出そうとする人質取引が、家庭裁判所の調停の場で堂々に行われている。

実際に、引き離しをした親の方に弁護士がついた途端に、別居親が子どもと会えなくなり、「人質取引」がなされることも多い。

よく「離婚したら子どもに会わせる」という条件が提示されるが、多くの別居親が、子どもに会いたい一心で離婚に応じてしまう。そして、約束を反故にされ、親子の絆を断たれてしまう。

人質司法を批判する弁護士たちが、家庭裁判所ではためらいもなく人質取引を行う。このような行為をアメリカでやれば、弁護士は懲戒の対象となる。

DVや児童虐待に対しては、第一義的には刑事罰での対処がなされるべきで、その際、当事者間の引き離しが必要だ。また、子どもと交流する権利も含めて親権が一時的に制約されることはある。一方で、親権争いにおいて相手の親としての適格性を問うために、DVや児童虐待について虚偽も交え過大に取り上げられることを、弁護士がアドバイスすることもある。別居親が虚偽を指摘すれば、DVについて理解していない証拠だとなれば、水掛け論となる。

弁護士の仕事は依頼人の利益を最大限に引き出すことである。単独親権制度のもと、子どもの身柄を確保した側の弁護士が、依頼人（多くは母親）の利益を引き出そうとすれば、当然、親権を確保し、離婚後の安定した母子の生活のために、慰謝料や養育費をたくさんとることが有能な弁護士の証となる。なにしろ母子家庭の経済的な苦境は当然にして予測できる。もちろん、このような人質取引を行うことで弁護士の成功報酬も多くなる。つまり、熱心な弁護士であればあるほど、「人質取引」をしてしまう。

(3)長引く調停と「最小面会」

現在の家庭裁判所の運用では、別居親が、子どもとの面会を求めても、会えるようになるまでに1年以上の時間がかかってしまうのは通例である。調停は申し立てから実際に始まるまで、1ヶ月から2ヶ月ほどかかるが、最初の数回は相手方が出席しないことが多い。その後は月に1回ほどのペースで調停は進められ、その間に裁判所の夏休みや冬休みが入る。

調停手続きが長引き、子どもに会えるまでの時間が1年以上も経ってしまえば、子どもも親のことを忘れ、新たな親子関係を構築するのに時間がかかるが、待たせた末に家裁での取り決めは月に1度2時間がせいぜいである。まるで「このまま会えなくなるよりましでしょう」と、月に1度2時間という極端に少ない面会時間を焦る別居親に飲ませるために、調停を長引かせているかのようだ。もちろんこの間に同居親には、「かわいそうでしょう。月に1回くらいなら会わせてやったら」と説得する。そして納得しない別居親が審判をしようとすれば、「もっと時間がかかるよ」とやめさせようとする。「審判に行っても月に1回だから」と調停で言う裁判官すらいる。別居親側にとって調停よりいい結果を審判で出せば、審判を申し立てる親が殺到することになる。毎日10件以上の調停をかかえる裁判官がそのような時間を割けるわけもない。結果、調停制度を維持するために、審判で月に1度2時間、なんらかの葛藤があれば隔月2時間の「最小面会」より多くの面会を家裁は出さない。親どうしで隔週で合意ができていのに、前例がないと調停委員が月に一度の調停調書しか作らせないことすらある。

なぜ、調停が1年以上もかかるのかといえば、理由は3つある。一つは、「伝言ゲームになってしまう」ということだ。調停では本人どうしが顔を合わさずに、調停委員が双方の話を聞いて相手方に伝える。結果的に本人の意図が正しく伝わっていなかったり、嘘の話がそのままになったりしてしまう。

二つ目の理由は、「ガイドラインの不在」である。月に1回会わせるのか、月に2回会わせるのか、半年に1回でよいのか、交代居住が可能なのか。年齢に応じた判断基準がないために調停は長引く。そもそも家裁の面接交渉調停の現場では、「親子が会うのが原則」という統一された考え方がない。神奈川県在住のKさんは、子どもに対する虐待なども一切ないにもかかわらず、相手方の拒否感情だけで「写真を年3回送るだけでよい」という審判が下されてしまった。

三つ目の理由は、「家庭裁判所の判断への不信」である。「親子は会わなくてもよい」などという審判が下ってしまう家庭裁判所においては、面会交流の申立人は、「調停は無意味だから審判に」とは言い出しにくい。

現在面会交流の意義が認められてきたことによって、家庭裁判所では面会合意を促す努力がなされているのは事実だろう。しかし、DVや児童虐待があったとしても、同居親対別居親のパワーゲームで面会が実現するのなら、双方が納得しないままの合意で、面会交流が定着しない結果になる。

(4)「子どもの福祉」と強制力の不在

東京都在住のKさんは、1994年に調停離婚をした。母親に親権を渡し、月一回の面接交渉を決めて調書に明記をした。ところが、離婚したところ、母親は子どもを父親であるKさんに会わせようとはせず、調停調書は守られることはなかった。履行勧告を4回も行ったものの、面会交流の取り決めは、相手方の一方的な都合で簡単に反故にされてしまう。

また、Kさんは、離婚後に三人の子どもを、相手方の再婚相手と養子縁組させられ、その後に面接交渉の申立をしても申立が却下されてしまい、さらには東京高裁への抗告も、養子縁組していることを理由に棄却されてしまった。事後的な同居親の側の理由変更で、面会交流の取り決めは簡単に変更される。

家庭裁判所が面会を拒否する理由は、民法上も「子どもの福祉」であり、その内容は主に親どうしの高い葛藤、子どもの年齢、監護家庭の安定である。

離婚した夫婦の間に葛藤があるのは当たり前で、それを理由に面会を制限すれば面会交流などそもそも成り立たない。家裁は親どうしで協力できなければ面会交流はできないと考えているため、合意のできる親どうしにだけ面会交流を認めるが、実際は合意ができないから家裁に来るのである。同居親の拒否感情はさまざまに取り上げられるが、相手と関係を持つことが難しいと思っているのは、別居親も同様である。約束が履行され、受け渡しさえ安全で安心してなされれば、月に1度2時間などという「最小面会」に制約する理由がない。多少葛藤があっても、交代居住も可能なはずである。

家裁は子どもが小さいうちは、子どもが動揺するから、大きくなれば子どもの意思で会いたくないと言っていると面会拒否の理由にする。家裁にとっては、親子関係を永久に絶てしまえば問題が家裁に再び持ち込まれることはなくなり、案件を片づけることができる。それが「子どもの福祉」という言葉に言い換えられる。前述のKさんも、「子どもの福祉」を理由に実に15年間も家裁に面会を制約させられ続け、3人の子どもたちは父親に会えぬままに成人してしまった。

現在の家裁の運用として、親が子どもに会うことが自力救済に委ねられているため、同居親の拒否感情があれば、子どもに会うハードルが果てしなく高くなる。世間常識を反映して、会うということが、過度な要求であるとの認識が家裁にもある。

また、子どもとの面会に関しては、審判や調停での決定をはじめ、間接強制や損害賠償などの法的手段も、いずれも有効な強制力として機能していない。同居親の拒否感情を高め、それが子どもに伝えられれば、子どもの拒否感情も高まってしまう。強制力はもちろん執行しない方がよいのだが、あること自体が予防効果となるのだから、現在とは別の方法が望まれる。

家裁での面会交流の申し立てが相手方の拒否で調整不能になったとき、調停委員が、「強制力がないですから」と言うことはある。

そのため家裁では、子どもを確保している側の親に面会交流を促すためにさまざまな取り組みをしている。

家裁の待合室には、面会交流や養育費についての絵本や本が書棚に立てかけてある。家裁の調停委員が同居親にこれらの本をすすめることもある。面会交流における双方の親の注意点を列挙したしおりを配ることもある。最高裁はアメリカの親教育において流されるものをモデルにDVDを作成しており、これらを利用者が鑑賞することもある。「試行面接」は別居親子の面会交流を実現するために家裁のプレールームで「お試し」としてなされる面会だが、マジックミラーごしに同居親が監視する中での面会に、別居親からはその名称とともに批判が強い。

しかしこういった家裁の努力も、同居親の側が強い拒絶意思を示している場合には報われない。

イギリスでは、2001年に面会交流違反の罰則が立法化された。また裁判所の決定不履行時の制裁措置として、社会奉仕・外出禁止命令・制裁金・法廷侮辱罪としての罰金や刑務所への収監などがある。フランスでは面会拒否は軽犯罪法で処罰される。裁判所を通した離婚時の子どもの養育についての合意を守らなければ、アメリカ同様、法廷侮辱罪で最終的には収監される。アメリカでは裁判所や行政が離婚に際して、親どうしの関係と親子関係を分けて考えるさまざまな親教育プログラムを提供し、義務づけがなされている。強制力を行使する解決より、当事者の自主性を促すソフト面の取り組みが重視されてきた結果だ。

強い拒絶の意思を示し続ける親に対しては、共同親権を前提に、親の責任として面会交流は義務であると指摘するだけでなく、「あなたでなくても養育できる親はほかにいる」という法的な裏づけを示唆すれば、ほとんどの場合、強制力を執行しなくても面会交流は促進されることが想定できる。

またこれらの国々では、親の再婚が別居親子の交流を否定する根拠になることはない。離婚再婚が繰り返され、兄弟それぞれの親がまちまちになることもある「複合家族」が珍しくない「離婚大国」では、交代居住も含め、それぞれの親と子が誰と平日や休日を過ごすかは、無限のバリエーションがあることになる。

(5)家庭裁判所の職権主義

家庭裁判所では一切合切をたったひとりの裁判官が判断し、非公開で職権にて審判内容を決める。

職権主義で行われていることには理由はある。家事における当事者同士の紛争が高まらないために仲裁者としての役割を保つという側面や、プライバシーの保護などの観点もある。

家庭としてのモデルがあり、仲裁者としての役割を保っていた時代はあったのだろう。「家庭というものは大事なものだから、考え直しましょう」といったことを夫婦に語りかける円満調停が機能していたのも事実である。2004年4月、それまで地方裁判所が扱っていた離婚、離縁、認知などの人事訴訟事件は家庭裁判所に移管された。家庭裁判所が訴訟事件を扱わなかったのは、訴訟という対決的な手段を和やかな話し合いの場に持ち込むと調停に支障をきたす恐れがあるというのが主な理由であった。

しかし、現在の家庭裁判所の調停や審判の手続きの過程では、このような仲裁者としての役割はあまり機能していない。離婚調停や円満調停となると、ほとんどのケースで双方の歩み寄りが見られそうもないと判断されれば、2回程度の調停がなされた後に不成立となってしまうことがほとんどである。審判内容も前例踏襲の貧困な面会しか保障されない。

調停申し立ての数が増えているのに、裁判官の数が足りていないという実情もある。例えば東京都三多摩地域を管轄とする立川家裁は、400万人の市民がいるのに3人しか家事の審判官はいない。

他方、職権主義であるために、あまりにも裁判官の裁量による範囲が大きすぎるため、同じような条件で面接交渉を求めても、ある人は月に2回の面会が認められるケースもあれば、ある人は年3回の写真の送付だけといった、結局は同居親の拒否感情の強弱を反映しての審判がでるケースもある。

さらには、離婚後の子ども養育においては、それまでの子どもの養育状況などがどのように行われてきたか、という事実は非常に重要であると考えられるが、事実関係における質疑や証拠の真偽が問われることは少ないのが実情である（家庭裁判所においては、「真実を述べ偽りを述べない」という宣誓はしない）。

また、調査官調査の閲覧も職権主義で行われる。見られる人もいれば、見られない人もいる、ということで、その後の審判や訴訟で不利になってしまう人がいる可能性があり、問題である。

(6)調査官調査の問題

日本の家庭裁判所の調査官調査は、「子の問題」は離婚に付随する問題として処理されていて、子どもの親権や監護権を父母が争う場合、「どちらに親権（または監護権）が行くか」という観点しかない。親どうしが別居している中で、子どもにとってどのような環境が必要であるべきか、ということは考えられていない。

日本でも1994年に「子どもの権利条約」が批准された。この条約では前文で、「子どもの人格の完全かつ調和のとれた発達のためには家族・家庭という社会の基礎的集団が重要であり、子どもは父母によって養育される権利を有し、父母は養育について共同責任を有する」と謳っている。また、子どもは父母の意思に反して父母から分離されないし、分離されている親と定期的に人的関係・直接接触を維持する権利が尊重される（9条）。そして、子どもは、自分に影響を及ぼす事項について、自分の意見を表明する権利が認められているのである（12条）。

また、調査官は残念ながら親子関係における子どもの心理の専門家ではない。埼玉県在住のFさんは、約3年にもわたる親子の引き離しをされた結果、3歳と7歳の子どもがPAS（片親引き離し症候群）になり、虐待など一切ないにもかかわらず、子どもたちが父親を拒否するようになってしまった。

そこでFさんは面接交渉調停を申し立て、調査官に調査を依頼した。ところが、調査官はこういったPASの背景などを調べることもなく、「お父さんに会いたいの？ 会いたくないの？」といった質問をわずか3歳の子どもに投げかける、といった調査を行った。

面接交渉調停の場だけではなく、親権や監護権に付随した調査においても、現状同居する親のもとで子どもが問題なく育っていれば、別居親の環境がふさわしいかどうかといった調査が行われることもない。

家庭裁判所の調査官は、臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、の専門性を求められるはずだが、「子どもにとっての最善の利益とは何か」という発想で調査が行われていない。あくまでも裁判所という組織の枠組みで行われているのだから、子どもの意向を聞くような代理人のような立場にはなれない。また、調査官調査の職務の範囲も調査官の判断に委ねられているため、調査官によって熱意があって子どもの社会環境を包括的に調査する調査官もいれば、家に行って子どもと会ってそれでおしまいという調査官もいる。

提言3●共同養育を実現するために②

「当事者本位の家庭裁判所改革」

日本の家庭裁判所は、戦後、家庭の問題を扱う裁判所として1949年に発足し、裁判を行わない裁判所とされてきた。家庭内の問題については、当事者間の権利主張ではなく、家庭内の私的自治を優先するという考えがその背景にあり、家裁で扱われる事件は「家事」と呼ばれてきた。法もまた私的自治を背景に、離婚に関して言えば、民法766条に典型的に示されるように、家裁に丸投げの「白地規定」である。離婚訴訟は地裁で行われていた。

離婚を例外とする社会規範を反映した核家族モデルのもと、円満調停に代表されるように「家庭内」の調整によって当事者を納得させられた時代は、まだ家裁も意味があったろう。しかし、離婚が日常化した現在では、もはや家裁で扱う問題を「家庭内」の問題として扱うには無理がある。離婚、再婚が繰り返されれば、当事者の数は増え、もはや当事者間の対立は民事と呼ぶほうが適切な場合もある。ことに子どもの監護紛争に典型的に見られるように、関係者の利害対立が激しい場合、誰をも納得させられる解決を、一定のルールもなしに当事者間に押しつけることは不可能に近い。

2004年の人事訴訟法の改正により、離婚訴訟が家裁に移管され、調停から審判、裁判まで家族に関する紛争は家裁で一括して処理できるようになった。しかし、民事として扱われてきた離婚訴訟を家事の場である家裁に持ち込むことによって、そもそも家事を扱う場としての家裁の存在意義が問われている。現在では、専門家集団としての特権意識が強制力の弱い家裁の権威を支える根拠の一つとなっている。そして家裁は、「子どもの福祉」を背景に、面会拒否を正当化する。別居親の間では、「家裁に持ち込むと子どもと会えなくなるが、それ以外に手段がない」という認識が広まっている。もはや強制力を持たない家事的な対処では利用者の不満は高まるばかりだ。

未成年の子どもがいる夫婦の関係破綻の場合、壊れた親どうしの関係を子どもの養育のためにどう再構成していくかが課題であり、たしかに民事的な権利義務の関係だけで割り切れる問題ではないかもしれない。

しかし、権利が対立しているときに、当事者の主張を「家裁」という入れ物に押し込めればすむという単純な問題ではない。家裁は、離婚後の子の養育問題に関して、人間関係の調整部分がある程度、行政や民間に委託しながら当事者主体の解決を図り、継続的な関係調整のアレンジをし、他方で、子の奪い合いに関して「原則交流」のルールのもとに、迅速な対応が求められる場面での主体的な役割を果たすことが期待されている。そのためには手足も理念もないまま肥大化し、利用者への信頼を落とし続ける家裁の改革も必要である。

- (1) 家裁の権限を明確化し、家事問題の当事者主義的な処理を可能にする
- (2) 家裁と行政、民間との離婚とその周辺の解決処理のための連携
- (3) 人権侵害行為への対処

(1) 家裁の権限を明確化し、家事問題の当事者主義的な処理を可能にする

① 共同親権化と家裁での決定に強制力を持たせるための法整備

共同親権化による親の地位の確保は、共同養育と面会交流を実現するための一番の早道である。また、家裁での合意決定を実効性あるものにするための強制力の確保は、家裁の役割を確保するためにも必要である。暫定監護命令と子の返還命令などを家裁の権限とし、子の奪い合い事件に対する迅速な対応を可能にする。

② 当事者主義的な家裁での運用を確保する家裁改革

現在の家裁審判における一律の職権主義の適用を、面会交流が子どもの最善の利益であることを前提に、当事者主義的な手続き保障を盛り込みながら確保する、家事審判法などの改正が必要である。DV申し立てがない場合の原則的な同席審判、当事者への審判記録の開示、挙証義務の明確化、調査官調査の開示と反論の機会の確保などである。共同養育・面会交流についての調停委員の研修も必要だ。

③ 裁判官の権限の明確化

離婚時の子どもの監護紛争についての裁判官の権限は、核家族など一定の価値基準を前提にせず、「原則交流」を明示した立法によって判断の基準を限定する。

④ 調停委員の確保

調停委員は法曹関係者、民間ADR（裁判外紛争解決手続き）やカウンセリング業務を一定程度積んだ人の中から採用することとする。

⑤ 迅速な調停の進行

たとえば完全な破綻主義のアメリカでは、離婚調停と審判は一日で終わらせることが可能である。面会交流の調停を離婚調停と分離し、「原則交流」が確立すれば、このような子の養育に関する調停の迅速化は、現在の家裁でも可能である。

(2) 家裁と行政、民間との離婚とその周辺の解決処理のための連携

① 家裁と民間との役割分担

離婚調停を民間ADRに外部委託できるようにする。協議が不調になった場合における審判制度の活用、協議不能なケースに対する離婚裁判などの迅速な処理手続きの確保などによって、紛争性が高い事例だけを家裁が扱うようにし、協議離婚での合意の審査を家裁が担う。完全破綻主義を採用すれば、子の養育のみが家裁の専管事項となる。

② 調査官調査の外部化

調査官は家裁に独自の視点から意見を出せるように、新たに担当官庁を作り家裁の外に出す。また当事者が独自に採用する鑑定人の意見提出を可能にする。

(3) 人権侵害行為への対処

① 家裁での人権侵害行為の告発制度

家裁の裁判官や調停委員、調査官の子どもとの面会を使った人質取引の容認などについては、通報制度を設け、それへの家裁の対処と手続きを開示する。また弁護士の人質取引については、弁護士会の持つ救済制度を家裁でも例示して積極的な告発が可能なようにする。

④面会交流を促進するための取り組みの強化

最低限の面会交流権を確保するために、独自のガイドラインを作成する、親教育の内容を充実させるなど、啓発活動を行う。

4. 親子の引き離しと子どもの権利



（１）子どもを理由とする面会拒否

子どもの４人に１人が成人するまでに、親の離婚を経験する。離婚の状況も、その後の生活も様々ではあるが、臨床心理士の棚瀬一代さんによれば、離婚は子どもにとっては「自分が立っている地面が揺らぐような」大事件であるという。

幼いころから両親のケンカと父親の母親に対するＤＶを目の当たりにし、母親について一緒に家を出たＹは、その後の調停で決まった面会交流の中で父親に連れ去られる。母親は、裁判を試みるが精神的に落ち込み、途中であきらめてしまう。１ヶ月に１度、子どもに会う約束をして離婚をしたのだが、面会の約束は守られないまま１０年が過ぎた。ようやく面接交渉調停を提出してはじめての調停の日、子どもからの手紙を受け取った。「１０年分の養育費４８０万円払ってください。振込み先〇〇〇〇」、「大学の学費３００万円援助してください。振込み先〇〇〇〇」。

子どもに会いたいと元夫に電話しても「養育費を払ってないから会わせません」「あなたとはもう関係ありません」という返事しかなかった。養育費についての取り決めはなかった。

別の事例では、不倫した父親に家を追い出されてしまった４児の母親が、幼い４男に一年ぶりにやっと会えた時に、４男は泣き叫んでどうすることもできなかったという。次男の友人が、「会いたくないの？」と聞いたところ、「会いたと言うと父親に蹴られる」と答えたいらしい。

「くそばばあ」、「あんた病気だから」と小学生の息子に言われた母親もいる。しかし会えば会ったで、母親ににっこり笑ったりもする。他の事例でも、面会交流の合意がされていても、子どもが会いたくないと言っている、子どもの体調がすぐれない、などの理由で面会がなかなかできないということが多々ある。

家庭裁判所のホームページでは、「面接交渉と家庭裁判所の児童室について」というコラムの中で、「子どもは引き離しによって、戸惑い、混乱し、激しく悩みます。場合によっては、うつ状態になったり、チックや脱毛など医学的身体反応を示したりすることもあります。これらのように、片親から引き離されることによって生じる子どもの問題を総称し、『片親引き離し症候群 P A S = Parental Alienation Syndrome』という言い方をすることがあります。子どもにとっては、どちらがいいというより、むしろ本来２人いるはずの親が喧嘩し、いつの間にか親がひとりになってしまったことに対する混乱が、このような症状になっている可能性があります」と指摘している。

(2) 離婚と子どもの気持ち

2010年3月、講演会『離婚のこどもの(Children of Divorce) 声を聴く!』で、親の離婚を経験し成人した子どもたちが7つのアピールを公表した。

「離婚について考えるとき、『夫婦関係』と同様に『親子関係』についても関心や配慮が払われるべきだと思います。それとともに、親の離婚に巻き込まれた子どもがどのような問題に直面するか、もう少し配慮がされてもよいのではないのでしょうか」と述べ、以下のことを指摘した。

1. 「離婚は必ず子どもにダメージを与える」という事実をまず認識すること。
2. 子どもが「親に怒り・うらみの感情を持つ」ことを認めること。それが悪いことではなく、当然の気持ちであることを理解すること。
3. 離婚の真相、事情について、(子どもの年齢にあったかたちで)きちんと子どもに説明すること。離婚に至った経緯について、適当な時期に真実を子どもに話すこと。
4. 離婚してからも、双方の親と交流する権利を認めること。
5. 離婚したあとも、子どもの成長に十分な配慮をすること。親の離婚で心にダメージを負っていることを考慮して、できるだけサポートをすること。
6. カウンセリングや、相談できる第三者機関を充実させること。
7. 離婚後も、子どもの前では「理解あるよき親」としての姿をみせること。(子どもの結婚式の場合などで)

彼らは、インターネットのコミュニティで、切実な悩みや相談を書き込み、それらが、この講演会のきっかけになった。

大人になってからも、子ども時代の親の離婚の影響で苦しんでいる人がいる。

Aさんは中学生時代に両親が別居中に母親から毎晩のように父親の悪口を聞かされた結果、父親を悪人として憎むようになり3年後に再同居したときには父として受け入れることができず父親との絆を回復できないまま成人した。実際には父は子どもたちを愛していたのだが、日常のすべては母のフィルターを通していたので父の感情をそのまま受け取ることができなかった。そういったことを自身で理解していったのは、40才すぎて父が亡くなってからであり、父も母も自分を愛していたことが感覚的に理解できたあとは自分の子ども時代の写真を肯定的に眺めることができるようになった。父親との心の断絶は、別居中の3年間のみならずその後の一生にわたって続いていて、その影響ははかりしれない。

親の離婚について悩みながら相談できる人や場所がなかったこと、その事件が大人になっても解決されないままになっていること等、いかに子どもの気持ちがい置き去りにされてきたかがうかがい知れる。

(3) 子どもの意見の表明

子どもは親の離婚によって自分の人生を大きく変えられてしまう。ある日突然離婚の事実を聞かされ、住む所が変わり、転校させられたり姓が変わってしまうこともある。別れた親と会えなくなるとともにその親族(祖父母、従兄弟など)とも会えなくなってしまう。虐待などの例もある。

すでに単独親権制度の問題点として指摘したが、たとえ自分の子どもが虐待されていたとしても、それを親権のない親は知ることができない。婚姻中も子育てに消極的な親は、離婚後、簡単に養育を放棄することにもなる。養育費について算定表が決められているが、支払い率は2割未満と低い。子どもの視点からも、こういった親の養育義務の制度的な保障がなされるべきだろう。交流が完全に絶たれば、まず親を知る権利を奪われ、友人や親戚、慣れ親しんだ土地、経済的な安定、そして仮にそれまでの片親との心情的なつながりがなかったとしても、継続的な交流がなければ将来におけるつながりをも子どもは絶たれる。

アメリカでは離婚についての多くの実証研究が積み重ねられ、1970年代にワラスティンとケリーの共同研究の中で、離婚した60家族の子どもへの継続調査が行われた。その結果、両親が離婚した後の子どもと両親との頻繁かつ継続的な接触の重要性、特に父親とよい関係を継続することが子どもの精神的な健康にとって決定的に重要であることを指摘し、この研究が、80年代の共同親権、共同養育の法制化の後ろ盾となった。

一方、子どもの意向で面会交流を取り決めることは、一見子どもの気持ちを尊重しているかのように受け止められる。しかし内実、その意見を聞くのが同居親であれば、子どもの意見がすなわち同居親の意向であることは往々にしてある。家裁では調査官調査で子どもの意向を調査することはあるが、たとえば、会えない状況になった子どもに「お父さんに会いたい」と無理な質問をすることもある。子どもが会いたくないと言えば、額面通りに受け止める。そして、制度的な保障がない中、双方の親が子どもを味方につけようとして争えば、すぐに面会拒否という結果に結びつく。

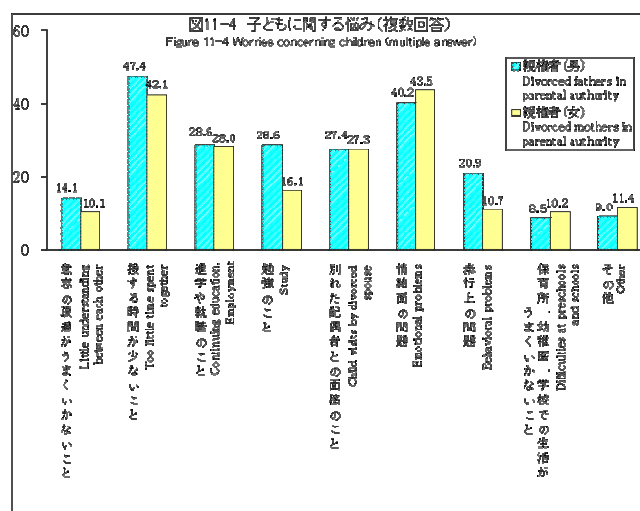
面会拒否が欧米各国では、刑罰の対象となるのは、親の権利を侵害しているのと同時に、子どもを片親から遠ざけ、パワーコントロールすること自体が、子どもへの虐待とみなされるからでもある。したがって、DVの際にも、安全の確保が可能なら、面会交流の試みがなされることになる。

親の離婚を経験した子どもたちの意見は、離婚時に、成り行きのままに翻弄される子どもたちの意見を、誰かが受け止めることの必要性を指摘している。

(4) 第三者支援の貧困

たとえ子どもが別れた親と会いたいとわかっていても、具体的にどうやって面会を実現していいのかわからないため、面会を実現できない同居親ももちろんいる。児童館で職員に事情を話しておいて、時間をずらして子どもを受け渡せばいいという、たったそれだけの情報が母親にはないために、父親と会えない子どももいる。

1997年に厚生省が実施した人口動態調査の中で、ひとり親過程の悩みとして、別れた配偶者との面会交流は、男女ともに27%と、進学や就職、接する時間、勉強、情緒面での問題など他の問題と並んで高い数値を示している。他の問題が離婚していない家庭に共通する問題もあり、何らかの対策が行政によってとられてきたことを考えると、面会交流の問題の放置は、同居親のニーズにも、行政が応えていないことを示している。



他方、臨床心理士の小田切紀子さんが2000年から2002年に行った面接調査では、元夫が離婚後も親役割を果たし母親とともに養育に携わることが、子どもだけでなく母親の心理的適応にも好ましい影響を与えていることが明らかになった(『離婚を乗り越える』)。元夫が養育に対して無責任で養育費と面会交流がない場合、母親は自分自身の抑うつ感や不眠、あるいは子どもへの虐待、子どもの問題行動(不登校、学校での落ち着きのなさ、万引きなど)のために相談機関を利用することが多く、母子ともに不安定な状態となった。

現在、面会交流について情報を提供する行政窓口はない。面会交流を援助する民間団体としては、家裁の調査官出身者らが作った社団法人家庭問題情報センター(東京)が主要都市に支部を置くほか、札幌、東京、大阪、京都にそれぞれ手弁当で民間団体が活動している。こういった団体は歴史も浅いし、困難事例での面会仲介には経験も必要だ。

面会交流が子どもの権利であるとしても、こういったデータを周知させるとともに、子どもの養育に関心を示さない親に子どもの養育に携わせるための社会環境や認識が変化していく必要がある。そのためには、行政もまたこういった事業に乗り出し、また同時に手弁当で面会交流の仲介に取り組む民間団体の活動にも支援を与えていく環境も整えられなければならない。そのことが今後、より当事者のニーズに叶った離婚家庭支援の新しいあり方として積み重ねられていくことだろう。

提言 4 ● 「子どもの福祉」と行政支援

これまで離婚の中で子どもは、付随的な問題として扱われてきた。単独親権制度のもと、どちらかの親が子どもを見ればそれで十分と考えられてきたからである。しかし、子どもの奪い合い紛争が社会問題化し、毎年膨大な数の子どもたちが離婚を契機に引き離されている現実を見ると、親の争いの狭間で、物言えないまま事件の渦中に投げ込まれた子どもの声をだれかが聞く必要がある。また、親による子どもの養育と面会交流が子どもの最善の利益であるといっても、まさに子どもの問題で問題解決能力を失った当事者間の関係を放置して、子どもの最善の利益が図られるわけでもない。

子どもの発言とその意味を考え、共同養育義務の中で子どもの利益をどう位置づけるかは、杓子定規の法的な決着だけでなく、大切に扱ってもらったという子どもの機会の保障をどう考えるかの問題でもある。

特に面会交流を求める別居親は、「子どもが会いたくないと言っている」ということを面会拒否の理由とされる。しかし子どもが親に会いたくないなどということは異常なことであり、そのような場合には、面会交流を直ちに絶つのではなく、面会交流を実施する中で、子どもの気持ちを第三者が聞きだし、必要であれば親へのサポートをしながら、面会交流を常態化していくことが必要である。子どもが「会いたくない」ということも含めて、安全に発言できる環境を整えることは、親がその能力を失っている以上、国の担う役割でもある。

もちろん、子どもへの虐待もないのに、いい親とそうでない親を国が選別し、親の養育の権利と責任を奪って、「子どものため」という理由で親子関係に介入するのであれば、それはこれまでの面会拒否の論理と同様であり、慎重さが必要だろう。

このような国家の役割は、抱えきれない事件を裁ききれず、闘いの場である裁判所のみに委ねるのではなく、継続的な親子関係の維持をどうフォローアップしていくかという視点から、中立的な行政機関、住民に身近な自治体と民間の取り組みとの連携の中で模索していくべきである。

- (1) 離婚と子どもの養育について扱う独立機関の創設
- (2) 子ども代理人制度の創設
- (3) 離婚を扱う民間ADRの充実と行政相談の連携
- (4) 面会交流支援

(1)離婚と子どもの養育について扱う独立機関の創設

離婚と子どもの養育について扱う、公正取引委員会のような独立行政機関を創設し、家裁の調査官をこの機関に吸収する。中立的でソーシャルワーク的な子どもの養育調査を実施し、家裁の審判に反映させる。養育費と面会交流の履行状況について、養育費の徴収が不可能な場合の対処、強制執行や違反時の裁判所への告発なども可能とする。また離婚後の親どうしの日常的な関係調整のためのペアレンティング・コーディネーターや離婚問題を扱うADR、カウンセラーの養成・助成を行う。

子どものいる夫婦の協議離婚時の養育計画の受理、子どもの視点から審査を行う（法的な審査は家裁に移送し家裁が最終的な決定を与える）。

(2)子ども代理人制度の創設

離婚時の審判や裁判時に子どもが親どうしの紛争に巻き込まれた場合の、子どもの利益を代表する「子ども代理人」を創設し、子どもの意見表明権を確保する。

(3)離婚を扱う民間ADRの充実と行政、民間相談窓口の連携

協議離婚時、裁判所を経ないで弁護士につかない当事者による民間ADRを充実させる。自治体の窓口業務は、そういった情報の提供に努める。

(4)面会交流支援

①面会交流センター

DVや児童虐待のからむケースにおける安全な面会交流の確保のため、専門職員を配置した面会交流センターを設置する。児童相談所や各自治体の子ども家庭支援センターがこの役割を担うことが期待される。これらの行政機関は（1）の独立機関や民間の相談機関と連携し、将来的にはワンストップで家族問題について当事者本意の問題解決を促す複合的な支援が可能となるようにする。

②仲介支援

子どもの受け渡しや親どうしの仲介については、各自治体の子ども家庭支援センターや母子相談員、ファミリーサポートサービス、すでにビジテーションサービスを実施している民間団体がその担い手となる。

③カウンセリング

既存の女性相談、男性相談、家庭相談について、離婚後の共同養育を考慮した運用のあり方を周知する。

5. 多様な家族のあり方



（１）戸籍と民法

戸籍は本来、民法上の家族関係を証明するための手続のはずである。しかし、手続きを役所の窓口の人間が先入観のもとに扱うことにより、民法上に規定されている家族関係をある一定の枠の中に押し込めることもできる。親権者変更や連れ子養子、面会交流における家裁実務における判例や窓口での対応は、こういったイエ意識を反映してもいるだろう。そして離婚は「縁切り」という言葉が、「家」から外れた親の子どもとの関係をも規定する。

戦後すぐには、離婚後の親権は圧倒的に父親に帰属していた。母親が子どもを置いてイエから追い出されることがある一方で、親権を父に帰属させ、監護権を母に帰属させるという分属も行われた。子どもは跡継ぎという形式を残し、実際の子どもの世話を母親がするということが可能だった。１９６５年に親権の帰属が父母で逆転して以降、現在では２００７年のデータで親権者の８１．１％が母親、１５．２％が父親となっている。

ちなみに、親子の面会交流を実現する全国ネットワークによる子どもと会うことが困難な別居親へのアンケートによると（有効回答４０）、連れていかれた子どもの性別は男の子４４人、女の子２３人で、男女の比率は７：３となっている。

単独親権制度は、子どもの奪い合いを過熱させるというだけではなく、現在においては、双方の親が離婚後の子育てに関与する要因にもなっている。男性に子育てを促してきた政府の施策ともこれは矛盾する。結局のところ、父母子という家族単位の形式の例外として再婚家庭や母子家庭、父子家庭は単独親権制度と戸籍の視野に入っても、別居親の子育てへのかかわりは、「家制度」の例外としてしか説明できない。

したがって、そういった親子の関係性を共同養育を基本として民法に明記することは必要なことである。

（２）父親の子育てと共同養育

男女共同参画を国も自治体もうたっている現在、育児を担う父親もわずかながら増えてきた（古いデータだが、２００１年までの１０年間で父親が育児に参加する時間は、２０代後半の父親では０．３時間から０．５時間、３０代の父親では０．２時間から０．３時間〔平成１７年版国民生活白書〕）。他方、９歳から１４歳の子を持つ親が平日子どもと一緒に何かをしたり、相手をしている時間がどのくらいあるかを、２００２年と２００６で比較すると、２００６においては平日の親子の接触時間が「ほとんどない」とした父親が増え、２３．３％、およそ４人に１人という結果。仕事に忙殺されながら、少ない子育ての時間をやりくりしつつ子どもとの触れ合いの時間を親たちは作っている。父親が育児にかかわることによる父子及び母子関係、子どもの発達についてよい影響を与えるという研究は最近盛んである。

社会の格差が大きくなり不安定で厳しい労働環境の中、子育てへの支援策が追いついていない状態で、家庭における育児の負担は以前よりも大きくなっているだろう。性別役割分業的な家族意識と、共働き世帯の共同子育て観、対等な男女間のパートナーシップ、その他新旧さまざまな家族観が交錯する中、構造的な社会のひずみが、家庭内における葛藤に持ち込まれるきっかけはいくらでもある。

連れ去り別居で一方的に離婚を切り出され、父親の側が戸惑う中で、離婚調停に至れば離婚するまでは子どもに会わせないと言われて、離婚条件に応じて子どもとは会えないまま相談に来る父親は多い。そういった男性たちの話を聞けば、たしかに男尊女卑的な価値観を持つ人たちもいる。双方の価値観が一致しない中で、自分も相手に対して不満がある中で耐えていたと吐露する場合が多い。そういった価値観の違いを、面会拒否の根拠とすることは妥当だろうか。一方、子どもと会えなくても、離婚後も養育費の支払いだけは継続し、離婚前後にかかわらず、男性の側が現金支払機のような機能しか果たしていないことも多い。

同居親の中には、子育てにまったくかかわらなかったのに、離婚した途端に親としての権利を主張することは「虫がいい」という主張がある。２００６年に国立女性教育会館が「家庭教育に関する国際比較調査」で、１２才以下の子供と同居する日本、韓国、タイ、米国、フランス、スウェーデン各国の親約千人が対象にアンケートした。それによると、実際、日本の父親が平日に子供と過ごす平均時間は３．１時間で６カ国中、韓国に次いで低かった。反対に母親の方は７．６時間と６カ国中最も長い。

しかし、だから「会わせなくてもいい」という主張であるなら、そもそも、子育てへの関与が問題ではなかったということになる。現状が厳しいから共同養育など無理という主張は、離婚後の父子関係などどうでもよいということであり、そういった発想が離婚後親子の引き離しを容認してきた。共同養育が可能な社会づくりとは、婚姻中の子育てにおける親どうしの関与を促すためにも必要だろう。

(3) 子どもに会えない母親

離婚時における子どもの親権の8割が母親に行く中、子どもと引き離された母親の状況はさらに厳しい。

「どうして会えないの?」、「よっぽどひどいことしたんじゃない?」という、法制度を無視した子どもに会えない親への差別が普通になされ、子どもは母親が育てるものだし、離婚すれば親権は母親に行くものだという一般常識もあるので、子どもを手放した母親への社会認識は、「子どもを捨てたダメな母親」となる。

このような社会の偏見の結果か、古いデータだが、1973年のアンケート調査によれば、別居親と子どもとの交流状況は、別居親が父親の場合には21.2%であり、母親の場合には8.7%に過ぎない(相原らの調査、400件)。1987年に円より子主宰の「ニコニコ離婚講座」への郵送調査によれば、同様に父親の場合は29%、母親の場合は15%のみである(棚瀬一代『離婚と子ども』)。母親が子どもを手放すと、圧倒的に子どもに会うことは不利になる。

日本は親権さえ決めれば離婚できる協議離婚があるため、子の帰属について家庭内での力関係のまま、親権を手放し離婚届けに判を押さされ、その後子どもと会えなくなった母親がいる。夫からの暴力に悩み女性相談にも行ったけれども、子どもを連れて社会から乖離させられた避難生活に入ることもためられ、かといって警察に通報することもできず、結局子どもを置いて里帰りしたまま、子どもと引き離された母親もいる。

家庭内のDVや児童虐待への緊急的な介入は、刑事罰への対処ができなければ、子どもも含め被害者を加害者から引き離すことしか想定されておらず、あるきっかけで加害者側が子どもを確保すれば、被害者側は行政や司法の支援はまったく期待できない。引き離すことしか想定しない女性相談であれば、子どもを確保していない被害者は、それが加害者と離れている限り問題ないことになってしまう。そんな中、加害者側が、子どもをパワーコントロールの手段とすれば、保護命令を申し立てても意味がなく、被害女性が事態を打開するのは困難になる。そんな中で離婚に至れば、加害者のもとにいる子どもと会うことは、親権がないことに輪をかけて孤立無援の中で困難になる。そして女性がそういった立場にならないように指導する行政機関も相談機関もちまたにあふれているが、そのルールから外れる女性も確実に存在し、彼女たちへの支援体制は一切なくなる。つまり子どもを忘れて新しい人生を始めるように、周囲はアドバイスすることになる。

（５）祖父母・継親の面会

女性が社会に出て仕事を持つことがごく普通になっている現在、祖父母との同居あるいはお互いが近隣に住むことで、祖父母が子育ての協力者として乳幼児期から孫と深く関わる例は多く見られる。

そういう状況の中で、両親の別居や離婚によって子どもが片方の親と引き離され会えなくなった場合、当然の成り行きとして親密だった祖父母との関係も、突然断ち切られてしまう現実が生じている。祖父母は養育の直接の責任者ではないが、愛情深く接し、長い人生経験から「ゆったりと」子の成長を見守ることににおいては、両親とはまた違った意味で大切な存在である。最近、このような新聞記事を目にした。「孫と元嫁見守りたい」（２００９年１１月１７日付け、読売新聞）という見出しで、新型インフルエンザに倒れて重症化した孫を「息子と離婚して孫と暮らす母（投稿者の元嫁）の方」から連絡があり、看病に駆けつけた祖母の話である。この祖母は看病疲れで倒れた母親（元嫁）に代わってひとりで入院中の孫に付き添ったとのことであった。この祖母と子の母とは、いわゆる「姑と嫁」の関係であるが、離婚しても「子育ての協力体制」は可能なのである。ただこの例は単親親権制度の中では「うまくいっている例」である。

上記に述べたように、子の成長に深く関わりその性格や心情をよく理解できる立場にいる祖父母は、両親の不和、別居や離婚から生じる子どもの心理的葛藤や不安に、共感や同情を寄せることのできる身近な存在である。

祖父母が両親のどちらかに肩入れすることなく、孫の悲しみにのみ寄り添うことができるという条件があれば、子どもはずいぶん慰められ、また大人への信頼を維持することができる。上記の例のように緊急事態発生の場合にも、祖父母はセイフティネットとして役割を果たせるのである。このことを考えたとき、面会交流の保障を祖父母にも与えることは、子どもの発達の視点からも理にかなう。

面会交流は、本来定期的、継続的、そして長期に渡るべきものなのであり、子の心理的成長にもそった内容になっていくべきである。長い間には、両親はそれぞれが再婚したり、また事故や病に倒れるなどの不測の事態もないとはいえない。このような事態も起こり得ることを踏まえた場合、祖父母が孫に安定的に関わることで、子どもに生じる不安をときほぐすことも可能であろう。

祖父母にも「面会交流権」を与え、「子どもの福祉」への寄与をより確実なものにするほうが望ましいと考える。

また、継父・継母の面会交流権についても、海外では認められる傾向にあるが、やはり実体的な関係があれば、継父・継母が立証しつつ、裁判所で認定していくのではないだろうか。

もちろん、子どもがより多くの交流を望み、多くの人に手をかけられるという視点からは、実体的な関係の継続という面から、こういった関係性においても共同養育を広げていくこと自体も否定すべきではないだろう。

別居親である息子が面会交流をするときに、後から息子と孫に合流する形で「祖父母の面会交流」が実現されている祖父母もいる。Aさんの場合、月に1回（1月と8月は2回）、午前10時～午後6時までの「交流」は、もう2年以上続いている。両親、双方が約束を守り定期的に回数を重ねていくことで、非監護親と子の実質的な親子関係が回復、維持されることを目の当たりにして来た。祖父母が加わることで「交流」の内容もより豊かなものになっている。幼いうちは「親子のみの遊び」だけでも子どもの気持ちは満たされるが、大きくなるにつれて興味を示す遊びは多様に変化していく。

「シャボン玉、吹いてよ」と言っていた子が、いつの間にか「みんなでトランプしよう」と誘って来る。父と子だけの直線的な関係の中では、こんな遊びの要求はでてこないだろう。面接交流の目的が「子どもの福祉」にあるのなら、それは1回や2回だけのものではなく、また気紛れに時間的間隔をあけるものではない。

別居親の面会交流が挫折した場合、祖父母の面会交流は「吹き飛んでしまう」のが現実である。Bさんは離婚後、面会交流の支援団体の仲介のもとに面会交流を実施しているが、Bさんの祖父母は物陰からみているしかない状況である。また、息子の妻が妊娠中に別居、離婚に至ったCさんは会うどころか孫の顔を見ることがない状況にあり、妻と別居後に息子が自殺してしまったDさんは、息子の元妻から接近禁止命令すらだされている理不尽な状態に置かれている。

フランスでは、1965年に祖父母の「訪問権」を愛情の絆や血縁を基礎とする自然的なものとして捉える学説を採用して以来、2002年には祖父母等との人的交流は「子の権利」であることを明記している。

アメリカでは1965年に「訪問権」として制定されたのをきっかけに、現在では「祖父母訪問権法」が全米50州すべてにおいて制定されている。一方、イギリスでは1989年の「児童法」の中で「面会交流の希望」を申請する形で、審査もされている。また、子ども本人も「面会交流の希望」を裁判所に申請することができる。祖父母の面会交流については、それが「祖父母の固有の権利」なのかどうか、については各国に相違があるが、「子の利益を特に重視している」点は各国共通である。

提言5 ●共同養育と「子育てのバリアフリー」

家族構成員それぞれのつながりに、核家族を典型とする一定の枠組みを押し付ける法のあり方から、法は価値中立的にこれらの関係を認めていく法のあり方へと民法の規定を時代状況に応じて変えていく必要があるだろう。共同親権・共同養育の実現は、別居親子のつながりを法的に保障することで、家庭内にとどまらない家族の実体的なつながりを親子関係に限らず社会的に認知させていく。

別居親子の無権利状態を永続させてきた背景には、さまざまな問題があるだろう。性教育や親責任についての親教育、子ども家庭支援は、家族関係に豊かさを与えたためのものであるとともに、その関係性が困難となったときに、関係を再構築する際の基盤になるだろう。それらもまた貧困だった。

地域のつながりが絶たれ、いつ虐待が通報されるかと他人の目を気にし、子どもの問題行動が親の責任とされて子育ての負担が親にのみかかる風潮は、子どもが育つ環境として望ましいとは言えないだろう。他方、貧困問題が表面化し、厳しい労働環境はワーキングプアを排出する。金銭的な余力が家庭に乏しくなる中で、子育てを他人の手を借りずにできる家庭は限られていく。社会のひずみが家庭に持ち込まれれば、離婚する契機も多くなるが、壊れた当事者どうしの関係を修復し、離婚後も子育てを両親が担うには、第三者の介入は不可欠である。暴力や依存の問題に対処する行政機関は、今のところ女性相談や児童相談所しかなく、刑事介入もまだまだ不十分だ。離婚も含めて、家族関係の困難をワンストップで扱い、感情の処理や生活再建も含めて、適切な支援につなげることができなければ、離婚後の共同養育も難しいだろう。暴力の場合の安全確保など、関係を絶つことも含めて当事者どうしで対処できない関係性の困難は、第三者の介入によって対応が可能にもなる。親子という家族の関係を維持するために他人の手をわずらわせることは、逆説的に、一人で抱え込まなくてもいい子育てのあり方を認めていくことにつながる。困難な離婚後の関係に対処できる人材や機関を整えていくことで、家族の危機に柔軟に対応できる環境が整えられ、そのことが、より余裕をもった子育て環境、男女間の関係、家族の関係を可能にしていく。共同養育の制度的な保障は、すべての家族にとって望ましいことと私たちは考える。

一方で、共同親権・共同養育に否定的な主張の背景には、人権問題として親子の引き離しの問題が位置づけられていないことが背景にある。

一人ではなく二人で子をなした以上、双方の親に共同養育義務があり、面会拒否であれ養育放棄であれ、その義務の履行を求める親の共同養育請求権を保障するのは、国の責務でもある。面会拒否や養育放棄などの親の態度は、子どもの観点からだけでなく、要するに相手との関係を「なかったこと」とするということだ。また、さまざまな大人に手をかけられることが子どもの成長を助けるだろうが、いるのに自分の親とだけは会えないというのも異常な現象である。

別居、同居にかかわらず、それぞれのつながりが尊重される、そしてそういった多様な家族のあり方が保障されるために、共同養育の実現は一つの試金石になるのではないだろうか。

親子の断絶は 何をもたらすか

私は3人の息子の父親です。彼らが6歳、4歳、2歳の時に、元妻が実家に連れ帰ってしまい、それから14年という非常に長い時間が過ぎ去ってしまいました。

家裁、地裁と、自分ではあらゆる手段で息子たちに会うための努力をしましたが、会えたのは親権を失うこととの引き換えに得た数回の面会交流のみ。この12年は、一切会うこともできませんでした。自分で言うのも変ですが、人並み以上に子煩悩で、子どもとの生活が中心の私にとって、辛い厳しい14年でした。

今年、長男がじき20歳、二男が18歳、三男は16歳になります。もう姿も顔も想像もつかない立派な青年になっていることでしょう。

会えなくなると養育費を支払わなくなる、あるいは養育費を支払わなくなると会えなくなる、とよく言われています。私の場合、会えない以上、養育費だけが父親と息子たちを繋ぐ絆だと心から信じていましたから、ひと月たりとも送らない時はありませんでした。

もし、私がかえれないから、といって養育費を送らないようなことをすれば、いずれ将来、親子として時間を取り戻すにしても、子どもにとっては蟠りが残ると考えました。

養育費はもちろん、誕生日やクリスマス、進学進級の際のプレゼントも、一度も欠かさず送り続けてきています。それが果たして、息子たちの手に渡っているのかどうか、も分かりませんでした。

毎回、プレゼントを送るにも、何を選んだら良いのか、さっぱり分かりません。彼らの年頃の男の子が、どういうものに興味を持ち、どういうものが欲しいのか、想像がつかないのですから。そしていつも「物なんかじゃない。君たちを想う心を伝えたいのが本当なのに」という気持ちでした。

プレゼントを選んだ後は、物悲しい気持ち、そして、自分が父親としてやれる最低限をした、という自己満足とがないまぜです。ただ普通にやりとりさえできれば、こんな気持ちにもならないのでしょうか。大人である親でさえ、こんなにいろいろ考える訳です。

自分だって、子どもの頃は必要以上にさまざまなことを考え、傷つき、悩んでいました。それを思い出す度、子どもたちには、何とか「父親は普通に自分たちに対して愛情を持ってくれている」と思ってもらいたい、そう念じ続けてきたのですが。それが分別ある、本当に子どもを思う大人の親ではないか、と。

しかし、片方ばかりがそう思っているだけでは仕方がないですね。同じような考え方ができないからこそ、夫婦としての別れを選んだのですし。

それでも彼らから、近年ちらほらと手紙が返ってくるようになりました。「書かされたような」手紙ではあっても、それはそれで嬉しいものです。

昨年、長男は大学受験に失敗し、一浪の今年、初志貫徹で念願の大学に合格したと聞きました。二男も大学を目指すそうですし、三男も高校に無事進学したようです。私は彼らが大学に進んだ時に渡そうと思い蓄えておいたものをそれぞれ直接、手渡そうと、まず長男に何度かメッセージを送りました。なかなか返事はありませんでしたが、先の3月に、「志望の大学に進みます。独り暮らしになるので、落ち着いたら連絡します」と手紙が来ました。

5月も後半ですが、彼からまだ連絡はありません。いつも私が心掛けることですが「逆の立場の気持ちになる」。すると、彼の気持ちが何となく理解できるのです。今さら、「お父さん、お父さん」という心境ではないですね。

それは、空白の時間……12年という空白の時間がそうさせる、というのは分ります。これがもし、小学校、中学校と私との時間を「親子として普通に」共有できていたならば、恐らく今の彼のような複雑な気持ちというは、なかったのではないのでしょうか。

そのことは、私も12年前に会えなくなった時、そうなることが気掛かりだと家裁では幾度も訴えたものです。しかし長野家庭裁判所上田支部が私に出したのは、「面接禁止」という馬鹿げた審判でした。「臭い物には蓋」をやられたのです。ここまで説得しても会わせたくない監護親の心を開かせるのは無理、という判断ですね。

小学校から中学校、心の一番大切な時期に引き離されたダメージは確かに大きいと思います。

元妻一家が行ったことは、取り返しのつかない愚かな行為です。でも私の場合はいづれ親子の関係を取り戻せると信じています。私は会えずとも、やれることはやりました。そして子どもたちは、私の心の遺伝子を受け継いでいます。会えないから、とって引き換えのように養育費を送ることをやめるのは、会わせない相手のレベルに合わせるようなものです。

親としての矜持を捨ててはいけません。子どもは親を見ているのです。最後は子どもが、どう思うか、です。

(田中秀明・ファーザーズ・ウェブサイト主宰)

子どもの引き離しと 脅迫にあって 鬱病になり 仕事もできなくなりました

私は、東京都に住む40歳のサラリーマンです。2008年5月に妻の不貞が発覚したことから、別居がはじまりました。

逆ギレした妻は、当時まだ二歳の息子を一方的に暴力的に連れ去り、DVをでっちあげて身を隠し、子どもと私を引き離したあげく、一方的に慰謝料要求と離婚を要求してきました。

2010年現在、いまだ子供がどこに住んでいて、どんな生活をしているかすらも知ることもできません。現在4歳の息子が妻の浮気相手の男によって虐待を受けているのではないかと心配で夜も眠れず、不眠状態が続く、診療内科にて睡眠剤と精神安定剤の処方を受けている状態です。

こんな無茶苦茶なことをされても、子どもに会うことすらできないのが、現在の国内法の無力さなのです。

離婚調停中には、私はとにかく、「別居は仕方ないにしても、きちんと子どもがパパ、ママにあえる環境づくりをしよう」と10回以上にわたってうったえ続けました。しかし、妻と妻を利用して金銭を得ようとした悪徳弁護士から出てきた言葉は、「子どもに会いたければもっと金をよこせ」というあからさまな人質取引の脅迫でした。

私は、別居した月から、20万円以上もの大金を払い、なんら婚姻義務を果たさな

い妻にお金をはらいつづけていました。

しかし、妻は子どもを引き離し、居場所も知らせず、「離婚するまで子どもとは会わさない」と人質取引の要求をくりかえすばかりでした。

このような子どもを交渉材料の道具に使うような、人質取引が、弁護士を通じて行われ、裁判所という場所で行われる現状には、ほんとうにおどろくばかりで恐ろしいです。

なぜ、妻の浮気によって家庭を壊された被害者である私が、子供連れ去られ、引き離され、脅迫を受け続けなければならないのか、いまだにまったくわからないのです。

私と妻は共働きであり、子供の面倒は共同でしておりました。私は子供の面倒に関しては妻と半々で行っており、離乳食すらつくってあげていました。

妻が浮気相手と夜遊びを繰り返している間、私が仕事を早退して2歳の子供の世話をしていたのです。父親と肉体的にも精神的にも相互に愛情と絆が深く、また最も父親との頻繁な結びつきが必要な時期に、三歳の息子は1年半以上、実の父との絆が断たれ、父と会いたいという気持ちは無視され続け、子供の福祉は失われたままです。

本当に子供がかわいそうでなりません。あまりの悲しみとつらさと恐怖に、毎朝、目を覚まして最初に考えることは「死にたい」ということだけです。

このような異常な毎日が2年以上続いています。

共同親権の法制化を、一刻も早く実現しなければ、私の子どものような不幸な犠牲者が増えつづけるでしょう。

相手の顔色を窺い 温情にすぎる面会

結婚生活11年。

性格の不一致。モラルハラスメントが理由で離婚。

離婚の話し合い中に、第三者が入って話し合いを進めたため、私が出した離婚調停を取り下げ、公正証書を作成。協議離婚に至る。

当時夫47歳、妻36歳。長男7歳、長女4歳。

公正証書には、子供との面会について以下の文言を入れた。

甲（元夫）は乙（私）、乙の父である〇〇及び母である△△に対し、丙（子）及び丁（子）との面接交渉を認める。その面接回数は1か月1回程度を基準とし、回数、日時、場所及び方法については、丙及び丁の情緒安定に留意し、丙及び丁の福祉に配慮して、甲及び乙が誠実に協議してこれを定める。

平成20年1月31日。協議離婚前である。

その後の面会は、離婚届提出の2月、娘の入園の4月、8月、9月、11月、そして21年の4月。その後は、長期の休みに私の実家で6時間の面会、こどもの発表会での面会が続いている。20年9月以降の面会に関しては、元夫の連絡・許可なしに、こちらから子供の発表会に押し掛けて面会、及び私の父母との面会に合わせて帰省して

の面会である。

元夫からは、子供に過度に干渉するな。手紙は書くな・電話はするなと言われ、電話をかけても出ることはない。手作りの品、高価な品は受けとらないと拒否され、私からの誕生日・クリスマスのプレゼントは、受け取っているようだが、子供たちは父親を気遣い、あまり喜べない様子。面会の際、本当に欲しいものは、私の実家に持ってきて、ここにおいて欲しいと言っている。

この様な状況に至り、公正証書の約束に基づいて、面会を求める手紙を月に1度送付。それに対する返事は、会わせないと、言っていない。忙しくて時間がない。子供は、会いたいと言わない。再婚するので会わないでくれと。

面会の連絡は、2～3日前。それでこちらの都合が悪ければ、面会はなし。

以上が、現在の状況です。

子供たちには、離婚の際、息子には両親が喧嘩してばかりなので一緒に暮らせないことを説明。娘には、母親は仕事に行くことを説明。息子は、学校を変わりたくないと主張。元夫に何度も聞かれ、父親と住む。母親はいらないとの返答。

元夫は、親権は絶対に渡さない。子供のために再婚はしない。一生子供のために生きるから、子供だけは奪わないでくれ。子供の母親は、お前しかいない。その事実は一生涯変わらない。いつでも面会してくれ。泊って行ってもかまわない。

離婚は夫婦が原因でなったことで、子供には関係のないこと。あくまで子供の意思を尊重する。今、子供は父親との暮らしを望んでいるが、先で母親との暮らしを望めば、そうする。と夫婦間では、合意。口約束ではあるが、子供の将来、気持ちを最優先すると話し合い合意の離婚でした。

しかし、実際には、会いに連れて行く余裕はない（交通費等経費は折半にする証文

あり）。子供が不安定になるので、会わないでくれ。新しい幸せを見つけて、子供は忘れろ。そういう主張をしてくるようになっていきます。

子供に会うと、私の名前を呼び、飛びついてきます。長男は、最初は眼そらし、ぎこちないですが、徐々にスキンシップを求めてきます。私に会いたい。運動会、発表会を見に来てほしい。本当は、いつもそばにいて欲しい。そう話します。

なぜ会えないのか、会ってはいけないのか私には理解できない。子供に危険の及ぶような行動はないのに、なぜ面会すらできないの？

裁判も視野に入っていますが、強制力のない判決に何の価値があるのか、疑問に思っています。

相手の顔色を窺い、相手の温情にすがっての面会。それが、私の実情です。

(財部雅子)

子どもの気持ち 「会いたくない」 ～素直に会えるまで

2006年3月に、元妻に連れられて、子ども達がいなくなりました。そうです、連れ去りです。

とにかく、一刻も早く子ども達と会えるようにと、元妻に手紙を出せども、元妻からの返事は「離婚を認めなければ、子ども達には会わせない」の一点張りでした。

調停を始め、最終的に離婚を認める2年強の間に、何とか2回ほど子ども達と会える機会が有りました。その時は、元妻も同席で、ファミリーレストランでの食事をしながらの面会でした。

まだ離婚をしていなかったのですが、どうも情報をまとめると、子ども達には、義父達が「パパはひどい人で、ママをいじめたので離婚をする」と、言い聞かせていたようです。それでも、レストランで会った時の子ども達は、私の傍による事を躊躇しながらも、完全な拒否反応は示していませんでした。

離婚を決め、取り決められた面会交流は、月1回午前11時から午後4時までと言うものでした。離婚を認めたら子ども達に会わせるとの約束でしたので、離婚が決まった当日に、子ども達と会えることになりました。神戸家庭裁判所姫路支部近くのレストランで会ったのですが、その時の子ども達の様子は以前とは変わっていました。私の目を見ることも出来ず、元妻の陰に隠れるような仕草です。それでも、何とか会話を交わしました。

この時、私はもうPAS（片親引き離し症候群）という症状の事は理解していました。この、子ども達の様子を観て、また義父達の私への誹謗中傷刷り込みが有ることも踏まえ、子ども達はPASに陥っていると感じました。

調停が成立して間もない為、元妻も約束を守る姿勢を見せ、離婚後の翌月は面会交流が履行されました。

ところが、待ち合わせの場所で会った子ども達は、私に近づく事が出来ず、元妻の陰に隠れたり、元妻の傍を離れようとはしませんでした。

離婚が決まってからの1ヶ月の間に、さらにPASの症状が酷くなっていたのです。仕方なくその時の面会は、元妻にも同行してもらい、何とか面会を実現させました。

次の面会は、子ども達が会いたがってないからと、面会の拒否を元妻から連絡して来ました。よって、離婚後2ヶ月して、早くも面会が不履行となりました。

私は、とにかく「親と子が会う事は、子供の心が健全に成長するから」と、元妻を説得する事で次の面会は、履行できる事となりました。ところが、その面会の時、義父も同席して「子ども達がどうしてもパパとは、会いたがらない。このまま無理に子どもを引っ張り出すのは、かえって子ども達の気持ち、パパから離れるだけだ。だから、子ども達が、会えると言った時だけ面会を履行する」といった、一方的な要求でした。また、子ども達もその意見に同調していました。

私は、このままでは子ども達の心が、益々塞いでしまうと思い、まずは婚姻中の夫婦間の葛藤に、巻き込んでしまった子ども達の気持ちに対して、素直に子ども達と面と向かい、謝りました。すると、ほんの少し子ども達の表情が和らいだように感じました。

その後の面会は、何とか履行される事も有りましたが、平均で2ヶ月から3ヶ月に1回の割合でした。

義父との取り決め後の面会は、元妻は同席しなく、子ども達と私と三人での面会が進められました。どうにか、私との面会を気持ちの中で整理して、会いに来た子ども達でしたが、待ち合わせの場所で元妻から離れると、私のいる方向とは反対の方向に逃げ去るといった行動から面会が始まる状態です。その子ども達を追いかけ、子ども達を目線まで腰を降ろして話しをし、ようやく私との面会を理解させるということが、毎回繰り返されました。

その中で、子ども達は私に対して「パパと会うのは、1年に一回でも充分。手紙も鬱陶しいからもう出さないで」と言うような言葉を私に投げかけて来ます。そんな言

葉に気持ちが揺さぶられながらも親子として会う事が大切なのだと、子ども達に言い聞かせ、なだめて面会の時間を使い切るということがしばらくの面会の間続きました。

子ども達の心を開かせるにはどうしたら良いのだろう……帰りの新幹線の中から、次の面会までの間、私の中で自問自答する日が続きました。

何回目かの面会の時、ふと、子ども達は、私達が離婚したことについて、もっと知りたいのではないかと。また、心の疑問や不満を私にぶつきたいのではないかと。と、その表情から感じました。

そこで、「離婚をしたことについて、聞きたいことが有るんじゃない？ それと、パパにもっと言いたいことや質問したいことがあるんじゃない？」と子ども達に声を掛けました。

すると、的を突かれたような表情に変わり、即座に「パパは、ママをいじめたんだよね？」と質問を投げかけて来ました。

私は、その問いに「パパは、ママをいじめてはいないけど、喧嘩をしちゃったね……その時に、ママを傷つける言葉を言ってしまったね……それはいけない事だったと思っているよ。喧嘩をしているのを見ていたお前達も辛い気持ちで苦しかったよね……ごめんね」と答えました。

すると、「皆で旅行に行った時も、パパは怒ってばかりで、楽しくなかった！」と、次々に今まで心に抱えていた私への不満が溢れて来ました。その言葉に、私は「ああ……こんなにも子ども達は、辛い気持ちを抑えて暮らしていたのか」と、申し訳ない気持ちで一杯になりました。そして、この言葉一つ一つに、その時の私の気持ちはどうであったかを伝え私が悪いと思った事については、謝りの言葉を子ども達に掛けました。

すると、子ども達の今までの固い表情は、徐々に柔らかくなり、最後には、笑顔で私

と会話をするようになりました。

この一件があつてからの次の面会時から、子ども達は、私から逃げ惑う事も無く、普通に私の目を見て会話が出来るようになり、冗談も言えるようになったのです。未だに、子ども達の行事などの都合で、面会が流れる事も有りますが、それでも最初の頃とは違い、会えば普通の親子の空気に包まれるようになりました。

P A Sの子ども達は、親の離婚と言った辛い経験も含め、自分の存在のあり方や、生き方など心の整理がつかず、自身の気持ちの行き場が見つからず苦しんでいるのではないのでしょうか……そんな気持ちが、非親権者と会いたくない気持ちに繋がっているように感じます。

相手方からの非監護親への誹謗中傷で心を閉ざしてしまった子ども達でも、こちらが一人一人の人権を感じ認め、言葉を掛け、誠実に応えていけば、固まった子ども達の心はいつか解けだし、会う事への拒否が無くなるのではないかと、私は自身の経験で思いました。その為にも、子どもとの面会交流は、絶対に必要であり、頻繁に行なわれる事が重要であると言えるのです。

2年強の引き離しとP A Sで、まだまだ子ども達の心の中では、私に対して疑問や不満もある事と思います。それでも、これからは常に子ども達の心の中を細かに感じ取るように努力をし、誠実に向き合っていくと考えています。

それが、今後永く子ども達との面会交流が、続く秘訣だと思いますので。

(市井 純)

今は会えない でも……

私は、高校2年生・中学2年生・小学5年生・小学2年生の男の子の母親です。

3年前の夏休みに、家を追い出されてから子ども達と会えなくなっています。その後、離婚調停を申し立てました。4人の親権が欲しい。子どもと面会交流がしたいと訴えましたが、PAS（引き離し症候群）が子ども達にはありました。

「お母さんには会いたくない。お父さんと暮らしたい。兄弟バラバラにしないで」

子ども達は一切、私の事を寄せつけようとはしませんでした。

調停員、調査官は「今現在、子ども達の生活が安定しているので環境を変える事は子どもの福祉に反する。今この夫婦の葛藤を見せて子ども達を巻き込んで辛い思いをさせている事が一番良くない。面会を大切にして、早く子どもとの心の絆を取り戻して、子どもが会いたいという気持ちを取り戻し、面会の回数を増やしていくべきだ」

父親には、「離婚したら、2カ月に一度は会わせる」と言われ、下2人だけでも親権を取るために裁判に移行するのかの選択するのを迷いましたが、兄弟をバラバラには出来なかったし、これ以上、夫婦の葛藤を子どもには見せる事は出来ませんでした。そして子どもの心、私の心も傷つき限界でした。

1年半の調停をし、親権を父親に譲り2カ月に一度の面会をできる事を約束して離婚をしました。

離婚後すぐに、面会をさせて欲しいと元

夫に連絡しましたが、「子どもが会いたくないと言っている。無理です」の返答。

私は必死に、「夫婦は離婚しても子どもと私は親子です。夫婦の葛藤と切り離して考えて欲しい。子どもは両親に愛されて育つのが大切だし、子どもは、お父さんもお母さんも大好きなのだから、元夫に、会えるように、子どもにちゃんと話して説得してもらいたい」と言いましたが、「自分でなんとかすれば」と受け入れてもらえませんでした。

今現在、一度も面会できていません。

でも、学校の先生やママ友達から、子ども達が元気で頑張っていることは聞けること。そして、子どもに分からないように野球や、学校に行けば姿、成長が見られます。それを励みに、いつ子どもが頼って来てもいいように経済力、強い精神力を持てるように、自分に自信をつけて、いつも笑顔でいたいと思って、日々子どもに会えない苦しみはありますが頑張っています。

今私に出来る事は月に1・2回子ども宛てにハガキを出すことしか子どもに関わることができないので、出し続けるつもりです。

今年1月に、二男が突然私に会いに来ました。「今は会えない。お母さんがいた時の事を思い出して辛いから。大人になったら会いにくるかもしれないし、また何かあったらまた突然会いにくる。弟達が、会いたいと言ったら俺が連れてくるから」と言って帰りました。

会えないと言われたことは辛かったけれど、私の中では5年生のままで止まっている二男が、ちゃんと自分の気持ちを私に言いに来たことに心も体も成長をして嬉しく思い、「もう小学校5年生の〇〇ちゃんじゃないね。しっかり、自分の言いたいこと言えるようになって成長したね」と言うと強張っていた顔が和んで嬉しそうでした。

今の二男の気持ちを受け止めて、今は見

守り、健康と成長を願い待つしかないと思いました。

そして、4月末、四男の野球を見に行ったら、私の姿がわかったみたいで試合の応援中にもかかわらず、どうしていいかわからないけど2度も私のすぐ傍まで来てくれたのです。

私もどうしたらいいか迷いましたが、「〇〇ちゃん」と声をかけ手招きしました。

でも、それ以上近寄る事はできなかったみたいで応援に戻りました。

子ども達は、決して会いたくないのではないのです。両親の強い葛藤を見て会いたいと言えないのでしょう。

子どもたちは、お父さんもお母さんも大好きなのです。

今の私の願いは、夫婦は離婚しても共同で養育し、両親の愛情を伝えていきたいだけなのです。

(nana)

子どもたちを見守って12年

12月2日。それは、離婚記念日。ちょうど離婚して丸12年が経ちました。

同じ年月、こども達に直接会えていません。陰ながら見守ること、12年。

離婚直後は、子ども達を不本意な形で手放すことになり、半年ほどは、「こども達のこととは忘れなければ」そんな気持ちで、専業主婦からの社会復帰をいきなりすることになりました。

「手に職があるから、いいね」 そうなんでしょうと言われましたが、やはり一時期家庭にどっぷり浸かってしまって、自分の中では不安感でいっぱいの離婚後のスタートでした。

離婚直後のお正月は、仕事三昧。こども達が母恋しさに泣いてはいないか。そんな気持ちを考えないように、ただひたすら、仕事で気を紛らわす日々でした。

大半の方が、こどもと引き離されて鬱状態に陥りますが、私自身はこの時期、辛い状態ではありましたが、鬱状態に陥ることはありませんでした。それには訳がありました……。

私は3人きょうだいでしたが、2歳違いの妹、6歳違いの弟を亡くしています。妹は平成2年に22歳で、弟は平成7年に23歳の若さで亡くなっています。妹が亡くなった当時、ショックではありましたが、悲しみを心の中にしまい込み、気丈な振る舞いをしてしまいました。その反動だったのでしょうか、弟が亡くなった時には、悲しみに打ちのめされてしまいました。3人きょうだいとして、この世に生を受け、そのひとりが亡くなり、2人きょうだいとして生きていた私にとって、またきょうだいを失くすことになるなんて……神様、それはあまりに酷いじゃありませんか？

29歳になったばかりの私は、本当に辛くて仕方ありませんでした。当時、息子2歳4ヶ月、お腹の中には37週に入った娘がいましたが、こども達のために、はやくげんきにならなければ……。そう思って、一時期は明るく気丈にしていました。夫も、そんな私をととても心配していました。

その当時の世相が、阪神大震災があったり、地下鉄サリン事件などあったり、なかなか明るい気持ちになれない情勢であり、また天候もぐずぐずした陽気が続いていました。

娘も生まれて、息子もいて、私はとても

幸せなはずなのに、気持ちがどんどん落ちていきました。

弟が亡くなって、3ヶ月ばかりすぎた頃から、いいようのない不安感にどんどん襲われるようになり、夜間も熟睡感がなく、いつも疲労感が取れず、日中は、3人で寝てることが多くなりました。夫がいる時間帯は、無理してでも家事をして、妻としての役割を果たしていました。

そんな状態は長続きせず、「私、なんかおかしいの？ 不安感に襲われるの？」と、訴えていましたが、夫は、そんな私にうろたえるばかりでした。

生後6ヶ月になった娘が発熱したことがきっかけで、看病の間、ほとんど眠れない状態が続いた5日目の朝、私は、本当に自分がおかしくなってしまったのが自覚できました。

「なんだか、不安……娘の熱も薬も飲んでいのに、下がらない……あ～、娘が死んでしまったら、どうしよう。どうしよう」

仕事に行こうとする夫も、そんな状態になってしまった私を、どうしたらよいかわからず、岐阜の義母に相談したようでした。結局、しばらくの間、こども達と3人、岐阜で療養することになりました。

夫は、「母のように甘えなさい」と言ってはくれましたが、所詮嫁と姑だったでしょう。ちっとも寛げる場所ではなく、しまいには、「こどもが育てられないのに、なぜこども2人も生んだの？」など言われ、もうその時点から、生きる気力がなくなってしまいました。

その後、毎日毎日死ぬことばかり考えていました。なので、29歳の私は一時期、鬱状態に陥り、実行こそしなかったですが、突然死んでしまっていたかもしれません。

そんなことがあった3年後、私は離婚していました。こども達と会えなくなりましたが、きょうだいを亡くしていた私は、「こども達は生きている」 ただそれだけの思

いで、生きる気力が湧いていたのです。だから、離婚直後に鬱状態に陥ることはなかったのです。

離婚をしてから1年後に起した面接交渉調停。すでに岐阜で居住していたこども達。

現状維持の原則のためか、「こども達に気付かれないように見守ること」 そのように決まってしまった条項を、私は、ただひたすら守ってしまいました。

それから10年後。親子の絆を取り戻すべく、再度起した面接交渉調停。

長い間、親子交流がなかったため、こども達は母に会いたいと思わない。今更ながらに、小さい頃からどんな形であれ、こどもに会い続けるべきであった。そんなことに後悔しながらも、今調停も終了してしまいました。今後、どのような形で、親子の絆を取り戻すことができるか、思案している日々です。

(きよまさ純)

お母さんが びっくりするから ダメ

平成18年9月、妻が他の男性とメールのやり取りをしているのをたまたま発見してしまい、問いただしたところ、その2日後に当時1歳9カ月だった息子を連れて実家に帰ってしまったことから、私たち親子の引き離しが始まりました。

1年後の平成19年10月に、東京家庭

裁判所八王子支部にて調停離婚が成立しました。子どもとの面会については月1回程度、やむを得ない事情により面会が中止になった場合には代替日を設けることなどが盛り込まれたものでした。

しかし、実際に面会が行われたのは3回のみ（ファミリーレストラン20分から1時間程度）で、平成20年3月の面会を最後に、「子どもが会いたくないと言っている」という理由から、こちらがどんなにお願いをしても面会が一切できなくなりました。その後裁判所より2回履行勧告を出してもらいましたが、それにも応じず、履行勧告を担当した八王子家裁の調査官の勧めもあり、平成20年8月にさいたま家裁に面会交流の調停を申し立てました。

相手方は裁判所に対して、私に子どもを会わせない理由として、「子どもが私に対して恐怖心を抱いている」ことを理由にしていしましたが、その後主張が一転、「子どもはもう私のことを忘れているのだから、面会をさせても意味がない」と主張し出し、さすがにその理由はおかしいと調停委員や調査官がたしなめたところ、「調査官がたびたび面会をさせなさいという電話をしてくるので、それがストレスとなり心療内科に通わざるを得なくなった」と主張し、それを理由に半年間も調停が事実上できなくなるという事態に立ち至りました。

万策尽きた私は、せめて子どもの様子なりともの気持から、調査会社に依頼し、息子の通っている保育園を調べ、その保育園の別居親に対する対応を調査いたしました。調査結果によれば、園長先生はキャリア40年以上の大ベテランで、「運動会については一般にも開放されている行事なので、特に親権者の同意は必要ない、私もこの仕事に長年携わってきて色々な親を見てきたが、そういう（離婚した）家庭の子どもはそれなりに悩んでいる、ときどきは子どもの視点で考えてほしい。是非見に来て頂いて、

成長したお子さんの姿をみてほしい」とのことでした。

この調査結果に意を強くした私は、今年の10月に息子の通っている保育園で運動会が行われる日を調べ、面会交流を仲介する第三者機関の方に付き添いを依頼し、息子の運動会に参加するために保育園を訪れました。当日は生憎の天候で結局運動会は中止になり、息子との再会を果たすことは叶いませんでしたが、園長先生を訪ね、一言御挨拶をしようと尋ねました。

私が身分を明かし、事情を説明した途端、園長先生の態度は一変し、とにかく親権者の許可がなければ一切教えることはできない、私の立場を考えて欲しいという態度に終始していました。そこで私が、「でも運動会は一般に開かれた行事なのですから、私が参加するのになんの不都合があるのですか？」と言ったところ、「お母さんがびっくりするからダメだ」とのことでした。らちがあかないので最後に「先生は親権者、親権者というが、子どもにとってはどちらも親であり、親権の有無など関係ないと思います。あなたも教育者であるならば、たまには子どもの目線で考えてください」と言って帰ってきました。

結局息子とは会えませんでしたでしたが、その後すぐに相手方の態度に変化が現れました。園長先生が相手方の祖母に連絡し、相手方の祖母がびっくりし、祖母が裁判所に子どもを連れてきて面会をさせるので、保育園に來たりしないで欲しいとの旨を代理人弁護士を通して、申し入れてきました。そして、平成21年11月、試行面接において、30分という短い時間でしたが、とうとう息子との再会を果たすことができました。最後に面会交流が行われてから実に1年8カ月、調停申し立てから1年4カ月が経過していました。

ちなみに私が保育園に行ったことの事情については調査会社に依頼した件も含めて、

調停の席上、事後報告を行ったところ、調査官からこう言われました。「今回、Tさんが息子さんの運動会に参加しようと保育園を訪れたことに関して、さいたま家庭裁判所としては、法的に行っていいとも行くなということも言えません。それはTさんご自身がお決めになることです。ただ一つ言えるのは、今回のTさんの保育園への訪問が、裁判所の面会交流の可否の判断や、今後の調停に影響を与えとか、そういうことは一切ありません」とのことでした。

あきらめてしまった 親権

私は12年、息子に会えていません。

13年前、元夫の暴言、何回かの暴力に精神的に参っていた私は、弁護士と相談のもと、4歳の息子と2人で家を出ました。その後、離婚の調停を始めました。

調停員の勧めで調停中に面接交渉を2週間に1度することにしました。息子が父親も私のことも好きなことを知っていたからです。元夫が何度も嘘をついて騙されたこともあって心配ではありましたが、調停中だし大丈夫だと思っていたからです。

何回かの面接交渉の後、お泊まりもさせて欲しいというのでそれにも応じました。

2回目のお泊まりの時、元夫の家に迎えに行ったら玄関のドアに私宛ての手紙が貼りつけてありました。

子どもと旅行に行く、この家には近づくな、な

どの内容でした。私はすぐに弁護士に連絡し、裁判所に行きました。でも誰も助けてくれませんでした。

調停は打ち切り裁判にということになりました。

そこでは相手をいかにして悪者にするかという争いになっていきます。

もう精神的にかなり限界にきていたことと、息子にもうこれ以上両親が争う姿を見せたくないとの思いで親権争いを諦めてしまいました。

息子に最後に会えた時に(元夫の家で弁護士立ち会いのもと)久しぶりに会えたというのに、なぜか元夫の方を気にしてオドオドしている様子に驚きました。でもずっといっしょにいたから、息子の好きなことは何でも知っていました。だんだん距離が縮まって、絵本を読むころには自然と私の膝に座っていました。が絵本を読み終わった途端、「はい、終わり」と元夫に連れて行かれました。その時の息子の悲しい顔を忘れることができません。

最後に1ヶ月に1度の面接交渉と、養育費については当分の間は問わないという合意書を交わし、離婚が成立しました。

その後、どうやって面接交渉すればいいのか弁護士に尋ねたら、自分で連絡するのだと言われ、恐怖を感じつつ電話をしたら、「養育費を払ってないので会わせません」、「何のことですか」などと言われ、それ以上は何もできず(弁護士には面接交渉の調停はいつでもやってあげますよとは言ってもらったのですが、裁判所ももう信用できなかったし)諦めてしまいました。

友だちに子どものことを話しても、「いつか会いに来るから」とか、「なんで子どもを置いてきたの、私なら絶対にそんなことはしない」と言われるばかりでした。

そして10年。同じような辛い目にあっている仲間に出会い、やっと声を上げることができるようになりました。でも10年経っても裁判所や子どもとの引き離しについては状況が変わってない、いや、どちらかというと悪くなっているということに驚くばかりです。何とかしてこの状況を変

えたい、自分の子どもに会うことができないようなことがなくなるようにしたいです。そして1日でも早く息子に会いたいです。

(植野 史)

親子の実感

4年前、息子が小学校に入学したばかりの4月に、元妻からの大きな暴力があつて命からがら身ひとつからの別居が始まりました。おおもとの原因は、元妻の不貞と妊娠でした。

別居後すぐに離婚調停が始まり、争点は親権者指定で12月に不調となり、翌年の1月から離婚裁判が始まりました。

そして、和解成立の目処がたったこと10月に、約1年半の断絶期間を経て、ようやく息子と会えることが叶いました。翌11月、裁判による和解で離婚となり、結果は親権は母親。

以後、息子との面会交流を重ね2年半が経つ今では、ほぼ毎週末に会えるまでになっています。離婚後の半年間は、元妻から私へ裁判まで至った批難や争ったことへの文句が耐えませんでした。それでも面会交流の積み重ねることで、面会交流が元妻にも習慣となったからかもしれません、月日と共に元妻も落ち着きました。

今でも忘れられないのは、1年半ぶりに再会できたときの息子のなんともいえない笑顔です。どう立ち振る舞いをしてよいか困りつつ照れくさそうな息子の姿を、私は

一生忘れません。今では息子は、明るく元気に普通に私に接してくれています。息子なりに内心では、一つ屋根の下に両親が揃っていないことを、どう思っているのかわかりません。でも、成長した暁には答が聞けるのではないかと、思っています。

もし、未だに会えない状況であったなら、息子も私も過去のまま止まっていたと思います。面会交流開始当初、私は以前の暮らしの続きをまず心がけました。以前に行った公園、スーパー、デパート、映画館、ゲームセンターなどなどへ。ですので、特別なお出かけやイベントを極力控えつつ、ひとまず私の住まいに息子と2人で過ごすようにしました。息子の辛かったであろう両親が争う頃の思い出は、もちろん消し去ることはできません。でも、面会交流を重ねてこれたことで、きっと息子のそんな思い出も「上書き」できたのではないかと思います。

また、今日のような頻繁な面会交流が、たとえひとつ屋根の下で暮らしていなくても、日常生活の一部として“おうちがふたつ”のような状況、環境に息子の身を置させることができたのだと強く感じています。面会交流の間隔が大きければ、息子にとって面会交流がよりイベント的な意味を持たせることに繋がり、特別なことのまま心を穏やかにさせるのにも月日がかかってしまったと思います。

間もなく離婚して2年半。その前に離婚に至るまでに1年半。息子と離れて暮らすようになって合計4年が過ぎます。いま元妻が、どう感じどう考えているかわかりませんが、現実には面会交流が続いています。お蔭様で週末の面会交流以外にも、平日に息子と電話で話ができるようになってます。「おやすみ」電話です。

私は、息子に対して離婚したことを心の底で深く申し訳なくてなりません。

子ども達からすれば、両親が離婚するとい

うことは、どちらの親と暮らそうが間違いなく、もう片方の親と離れて暮らすことに変わりありません。親の想いや望みとは違います。ママもパパも大好きなんです。いっしょにいたいんです。

私は、面会交流があったからこそ、家族全員の新たなカタチに向けたスタートができた！ 現実が始まった！ 始めることができた！ ことを、身を持って経験しました。面会交流が、今ある全てのスタートになったことを実感しました。両親の離婚と子ども問題は、面会交流に尽きる！ と、私は強く思います。頻繁な面会交流＝親子の交流＝親子の実感が、子ども達も親も何よりの望みですし、だからこそ問題を突き詰めたところ"面会交流に尽きる！"と私は声を大にして言いたいです。

(柚木みお)

■民法

第4節 離婚

第1款 協議上の離婚

(協議上の離婚)

第763条 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第1節 総則

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

(離婚又は認知の場合の親権者)

第819条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

4 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行

う。

5 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

■子どもの権利条約

第5条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第7条1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

第9条1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続きに従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りではない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続きにおいても、その手続きに

参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

第 12 条 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続き規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第 18 条 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は 場合による法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

第 21 条 養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、

(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続きに従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、

親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

■女性差別撤廃条約

16 条 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む）

■国際的な子の奪取の民事面に関する条約

（1980 年 10 月 25 日採択、1983 年 12 月 1 日発行）日本は未批准

この条約の署名国は、子の利益が子の監護権に関するすべての事項において極めて重要であることを深く自覚し、子を不法な連れ去り又は留置により生ずる有害な効果から国際的に保護すること並びに子が常居所を有する国に子を迅速に変換することを保証するため及び面接権の保護を確保するための手続きを創設することを希望し、このため条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。

第1章 条約の適用範囲

第1条

この条約は、次に掲げることを目的とする。

a)不法にいずれかの締約国に連れ去られ、又は不法にいずれかの締約国に留置された子の迅速な返還を確保すること。

b)ある締約国の法律に基づく監護権及び面接権が他の締約国において効力あるものとして尊重されるようにすること。

第4条

この条約は、監護権又は面接権が侵害される直前に締約国に常居所を有していた子のすべてについて適用する。この条約は、子が満16歳に達したときは、適用しない。

第12条

1 子が第3条に規定する不法な連れ去り又は留置に会い、かつ、子の存在する締約国の司法当局又は行政当局に事件が係属した時において不法な連れ去り又は留置の日から1年が経過していない場合には、当該司法当局又は行政当局は、直ちに子を返還するように命じなければならない。

2 司法当局又は行政当局は、前項に規定する1年が経過した後には事件が係属した場合においても、子が新しい環境になじんだことが証明されない限り、子の返還を命じなければならない。

3 受託国の司法当局又は行政当局は、子が他国に連れ出されたと信じるのに理由がある場合には、子の返還の申立て手続きを中止し、又はその申立てを却下することができる。

第13条

1 前条の規定にかかわらず、受託国の司法当局又は行政当局は、子の返還を拒んでいる個人、施設その他の機関が次に掲げる事項の1を証明したときは、子の返還を命じることを要しない。

a)子の身上の世話をしていた個人、施設その他の機関が、連れ去り若しくは留置の時に現実に監護権を行使していなかったこと、連れ去り若しくは留置を同意していたこと又はその後承諾したこと。

b)子の返還が子を肉体的に又は精神的な危険にさらし、その他子を耐え難い状態に置くこととなる重大な危険があること。

2 司法当局又は行政当局は、子が返還を拒み、かつ、その意見を考慮に入れるのが適当である年齢及び能力に子が達していると認めた場合には、子の返還を命ずるのを拒むことができる。

3 司法当局又は行政当局は、本条に規定する状況を評価するに当たり、子の常居所の中央当局その他の権限当局が提供した子の社会的背景に関する情報を考慮に入れなければならない。

■離婚後の共同養育並びに

親子交流を促進する法律

(第3d案)

2010.4.8 棚瀬孝雄

第1条 (目的)

1. 両親の離婚及び別居後も子が双方の親と定期的に人的関係及び直接の接触を持ちその愛情と養育を受けること、及び親が離婚後も共同しかつ対等な立場で子を養育する権利と責任を持つことが子の健全な発達にとって好ましいことにかんがみ、民法及び家事審判法の規定を補充するとともに、必要な行政施策を行う国及び自治体の責務を明らかにするこ

とを目的として、この法律を制定する。

第2条（面会交流の原則）

1. 離婚後、子と同居しなくなった親（以下別居親と呼ぶ）は子と相当な面会交流を行うことができる。何が相当な面会交流であるかは、子の年齢、生活環境、教育、健康、子及び親の居住場所、親の職業など一切の事情を考慮し、子の最善の利益になるように判断しなければならない。この判断にあたり、可能なかぎり宿泊を含め子の日常生活の種々の局面に別居親が関わるのが子の最善の利益になるとの推定が置かれる。

2. 子と同居する親（以下同居親と呼ぶ）は前項の面会交流を妨げてはならない。第4条の共同養育計画を定める際の同居親になる者の選択には、いずれの親がより別居親となるべき者に自由な面会交流を認めるかを重要な判断材料にしなければならない。

3. 第1項の面会交流が子の利益を害することが明らかな場合には、家庭裁判所は同居親または子の親族の申立により面会交流の方法に制限を加えるか、または子を害する事情がなくなるまで面会交流を禁止することができる。この制限ないし禁止は第8条の親及び子に対する交流支援ととともに行われ、必要がなくなれば速やかに制限ないし禁止が解かれなければならない。

4. 前3項の面会交流の実施に関し離婚する当事者の間で意見の対立があり合意ができない場合、当事者は裁判所の審判を求めることができる。申立を受けた裁判所は親子の継続的な交流の必要性にかんがみ、迅速に面会交流の可否方法を定めなければならない。

5. 親権者でない親で他方親の同意の下で子の養育に関わってきた者は、本法の適用において同居中は共同親権者とみなし、その別居は離婚と同様に扱う。但し子を認知していることを必要とする。

6. 親でない子の養育に関わってきた者も1項の面会交流を求めることができる。また子の祖父母や親族で婚姻中に親を通して子と接

触し子との間に親密な関係を持った者も同様とする。但しこれらの者の面会交流は離婚後の親の養育に支障がないように配慮されなければならない。

第3条（共同監護及び共同親権）

1. 親は離婚する際に双方が等しく養育責任を分担し、子の居住場所を交互に提供することを約して共同監護親となることができる。国及び自治体は、共同監護親からの申請がある場合、戸籍及び住民票に親が共同監護を行う旨表記し、学校教育及び各種行政上必要な配慮を行う。

2. 共同監護親は親権を共同で行使する。共同親権者は子と居所をともにしている間の日常的な養育に関し各自単独で親権を行使できるが、子の重要な身分的経済的事項に関しては、他方親権者と協議し共同決定を行わなければならない。協議したが合意に至らない場合、共同監護を選択した際の合意に代替的な決定方法が定めてあればそれにより、そうでない場合には家庭裁判所に審判を求めることができる。

3. 別居親も離婚の際共同親権者となることができる。この選択に関し同居親となるべき者との間に合意ができない場合、家庭裁判所は、別居親の申立により、親が共同して親権を行使することが子の最善の利益に適うと判断する場合には共同親権を命じることができる。別居親の共同親権の行使に関しては前項第2文以下を準用する。

4. 前項の方法により別居親が共同親権者とならなかった場合には、同居親が単独親権者となる。但し合意により別居親を単独親権者と定めることもできる。

5. 共同監護を選択した者がその合意を解消する場合、第1項の届出をなした機関にその旨届け出るとともに、新たに第4条の手続に従って共同養育計画を定めなければならない。別居親が共同親権を行使する場合も、合意又は審判によって一方の親を単独親権者に指定し共同親権を解消することができる。

6. 共同親権者とならない別居親も同居親から子の教育や健康及び課外活動等について適宜情報を得よう求めることができる。別居親は同居親の養育に支障がない限り子と電話や手紙メールその他の方法で随時連絡を取ることができる。面会交流乃至共同監護において他方親の監護に置かれている子と親が連絡を取る場合も同様とする。

7. 第1項2文の国及び自治体が共同監護親に与える行政上の措置は、性質上適さない場合を除いて、別居親がその子と面会交流する際の便宜を計らうためにも行う。

第4条（共同養育計画・暫定監護命令）

1. 離婚しようとする者は、前条の共同監護親となる場合はその旨、そうでない場合は、離婚後に子と同居する親を定め、別居親となるべき者と子との面会交流の方法、共同親権の行使又は単独親権者の指定、及び別居親が支払うべき養育費の額を取り決め裁判所に届け出なければならない。家庭裁判所は当事者がこれらの事項を取り決める上で必要な相談ないし仲介の支援を行う。

2. 前項の届出を受けた家庭裁判所は双方の親から事情を聞き、合意の真正さおよび適切さを確認した上で合意を認可する。この認可を得た合意（共同養育計画という）を離婚届に添付することで当事者は離婚をすることができる。

3. 当事者は、自ら第1項の取り決めを離婚に先だって行えない場合、家庭裁判所に離婚の調停を申し立て共同養育計画の作成を行うことができる。調停が不成立となった場合には引き続き行われる訴訟において共同養育計画を定める。但し、離婚の合意が確定的にあり、共同養育計画の策定のみが問題になっている場合には審判で定めることができる。

4. 当事者が本条の手続に従って共同養育計画を定める前に別居を始める場合には、離婚が成立するまでの間の子の居所及び別居親と子の面会交流その他必要な監護事項を定めなければならない。当事者間に合意が成立しな

い場合、家庭裁判所は当事者の申立によりこれらの事項を仮に定めることができる（暫定監護命令という）。

第5条（連れ去り別居の禁止）

1. 婚姻中共同親権を行使する者は、他方配偶者の同意を得ないで子をその居所から連れ去ってはならない。第2条又は第3条の規定に従い面会交流又は共同監護が行われている場合に、同居親又は共同監護親の同意を得ずに子を留置し他方親に子を返還しないことも連れ去りとみなす。

2. 前項の規定に反して連れ去りが行われた場合、子を連れ去られた親は家庭裁判所に子の保護命令を求めることができる。申立を受けた裁判所は直ちに子を連れ去った親に子を連れて裁判所に出頭するよう命じなければならない。出頭命令に親が従わないか、居所が発見できない場合は、裁判所は検察官に命じて子の身柄を確保し、子の安全及び精神的安定を確認した上で子を連れ去られた親に引き渡す。

3. 裁判所は、当事者が出頭し子の身柄が確保された後審問を開き、当事者が共同養育計画を定め離婚するまでの間の子の監護に関する暫定監護命令を言い渡さなければならない。第1項2文の留置で親が離婚している場合、裁判所は共同養育計画の改定が当事者から申し立てられる場合には、改定が行われるか、行われないことが確定するまでの間の暫定監護命令を言い渡すことができる。

4. 身体に差し迫った危険を伴う配偶者への暴力又は子に対する虐待が他方配偶者からなされ、その危険から免れるためやむを得ないと思われる場合は第1項の規定を適用しない。共同養育計画を取り決め離婚手続を進める際に同様の暴力または虐待が生じる現実の恐れがある場合も同様とする。

5. 前項の要件を満たし他方親の同意を得ないで子を連れて別居した者は、直ちに家庭裁判所に子を連れて出頭し、連れ去りの許可を求めなければならない。裁判所は親及び子の

安全を確保しつつ審問を開き、前項の要件を満たしていることが確認できた場合、子の居所移動又は留置を許可するとともに、他方親と子との面会交流の可否方法を定めなければならない。

6. 国境を越えて子の居所が移動される恐れが現実に存在する場合、子を連れ去られる恐れがある親はあらかじめ裁判所に連れ去りを防止するための措置命令を求めることができる。

第6条（共同養育計画の改定）

1. 離婚後第4条の規定に従って作られた共同養育計画が親または子の事情の変化により変更が必要になった場合、いずれの親も改定を他方の親に申し入れることができる。この変更には第1条の目的及び第2条の原則が適用され、他方親の子との面会交流が妨げられないように変更の必要性、代替的方法の可能性が厳格に吟味されなければならない。

2. 親が再婚しその配偶者が子と養子縁組を希望する場合、他方親の同意を得なければならない。但し他方親が理由なく面会交流又は共同監護を行わず親の養育責任を果たしていない場合はこの限りでない。

3. 第1項の改定申し入れに他方親の同意が得られない場合、改定を申し入れた者は家庭裁判所に共同養育計画を改定するための審判を申し立てることができる。前項の同意を必要とするか否かに争いがある場合も同様とする。

第7条（面会妨害の排除）

1. 同居親が共同養育計画又は暫定監護命令に定められた別居親の子との面会交流を妨げる場合には、別居親はその妨害排除を家庭裁判所に求めることができる。裁判所は申立に根拠があると判断する場合、同居親に妨害を止め面会交流の実現に協力すべきことを命じる。共同監護親の一方が他方の養育を妨げた場合も同様とする。

2. 前項の命令に違反した場合には100万

円以下の過料に処する。面会交流を同居親が繰り返し妨害し裁判所の命令によっても妨害が止まない場合、家庭裁判所は別居親の申立により親権者を別居親に指定し直し子の引渡を命じることができる。一方の共同監護親が他方監護親の監護を妨害する場合には、家庭裁判所は申立により共同監護の合意を解除し、妨害を受けていた他方監護親を同居親及び単独親権者に指定する。

3. 別居親及び共同監護親は前2項の申立に付加して子との面会交流乃至共同監護が妨げられたことによる精神的苦痛に対し損害賠償を求めることができる。

第8条（交流支援事業）

1. 国及び自治体は、別居親と子との面会交流が同居親との対立及び子の面会忌避などの理由から円滑に行えない場合、親の申立により、親および子の双方に支援を与え面会交流を行わせるための交流支援事業を行う。面会交流の可否方法が争われている裁判手続において、家庭裁判所は親の申立により又は職権で同居親乃至子に交流支援を受けるよう命じることができる。

2. 前項の交流支援には、精神医学、心理学、福祉学などの専門家の関与指導の下で子および親の心理的な支援を行う他、同居親との対立が強い場合及び配偶者間暴力の危険がある場合の子の受け渡しの仲介、並びに面会交流における子の安全確保が必要な場合の面会場所の提供乃至第三者の立ち会いを行う。

3. 国はこれらの事業を進めるために共同養育支援員を養成する。共同養育支援員は前2項の交流支援を行う他、共同養育計画の解釈運用をめぐって争いが生じ家庭裁判所の調停又は審判を求める程の重大さを持たない場合、その解決のための仲介を行うことができる。但し法の適用が問題になる場合には弁護士の助言を得るか、その処理に委ねなければならない。

4. 国及び自治体は、本条の交流支援事業を行うにあたり民間の支援活動と協力し、その

活動を助成する。また、国は裁判所及び弁護士会と協力し、共同養育計画の策定及び実施に関わる紛争の裁判外紛争処理の可能性を検討する。

5. 国は離婚後の親の共同養育について必要な調査研究を行い、よりよい面会交流乃至共同監護が実現できるように国民を啓発するとともに、適宜報告書を作成し立法や司法及び行政施策の改善を提言しなければならない。

第9条（経過措置）

1. この法律は制定されてから1年後に関連

法規の改正を行い施行する。

2. 法の施行前に離婚し子の養育について合意または裁判を得ている者も、この法の規定に従い共同養育計画を定めるために第4条の手続を経ることができる。

3. 施行後3年を経過した後に運用の状況を見てこの法律の必要な改正を行う。

共同親権・共同養育への提言

親による子の連れ去り防止と面会拒否の解消に向けて

2010年6月10日発行

2010年10月22日第2版

作成：親権問題レポート作成委員会

協力：共同親権運動ネットワーク

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-12-4コイトビル3階

TEL03-5909-7753

FAX03-5909-7763

<http://kyodosinken.com/>

[Mailto info@kyodosinken.com](mailto:info@kyodosinken.com)

無断転載はお断りします。